

平成 27 年度

学 生 便 覧

(27年度入学生適用)

広島大学生物生産学部

-----広島大学の理念-----

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

-----生物生産学部 の 理念-----

生物生産学部は、人類の持続的生存と福祉の向上に貢献できる人材を養成するため、次の理念をもとに教育・研究を行う。

- 生物圏の環境保全
- 環境に調和した食料の生産
- 健康で豊かな食の創成
- 生物資源に関わる知の創造
- 地域と国際社会への貢献

-----生物生産学部の教育研究上の目的-----

生物生産学部は、環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し、生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより、この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

-----生物生産学部 の 教育目標-----

生物及び生物圏に関わる科学的知識を基礎として、環境と調和した食料生産と生物資源の有効利用を行う分野において、地球規模の広い視野を持って活躍できる、教養・基礎学力・応用展開能力を身につけた専門家・研究者の養成を行う。

学 期 区 分

学 期	区 分
春 季 休 業	4 月 1 日 ～ 4 月 7 日
第 1 タ ー ム	4 月 8 日 ～ 6 月 1 0 日
第 2 タ ー ム	6 月 1 1 日 ～ 8 月 1 1 日
夏 季 休 業	8 月 1 2 日 ～ 9 月 3 0 日
第 3 タ ー ム	1 0 月 1 日 ～ 1 2 月 2 日
第 4 タ ー ム	1 2 月 3 日 ～ 2 月 1 5 日
冬 季 休 業	1 2 月 2 8 日 ～ 1 月 5 日
学 年 末 休 業	2 月 1 6 日 ～ 3 月 3 1 日

授 業 時 間

時 限	時 刻
1	8 : 4 5 ～ 9 : 3 0
2	9 : 3 0 ～ 1 0 : 1 5
3	1 0 : 3 0 ～ 1 1 : 1 5
4	1 1 : 1 5 ～ 1 2 : 0 0
5	1 2 : 5 0 ～ 1 3 : 3 5
6	1 3 : 3 5 ～ 1 4 : 2 0
7	1 4 : 3 5 ～ 1 5 : 2 0
8	1 5 : 2 0 ～ 1 6 : 0 5
9	1 6 : 2 0 ～ 1 7 : 0 5
1 0	1 7 : 0 5 ～ 1 7 : 5 0

9 (※)	1 6 : 2 0 ～ 1 7 : 0 5
1 0 (※)	1 7 : 1 0 ～ 1 7 : 5 5

(※) を付した時限は、 4 5 分授業を実施する場合の時限を示します。

学 生 便 覧 に つ い て

1. この**学生便覧**は、生物生産学部平成27年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. この**学生便覧**は、到達目標型教育プログラムに関する履修方法等の説明、教養教育に関する履修方法等の説明、生物生産学部の教育課程及び履修要領及び修学上の諸注意等を後半部（専門教育について）に記載したものです。
3. 平成27年度入学生は、卒業するまでこの**学生便覧**に従って履修等を行わなければならないので、紛失しないよう大切に扱ってください。
4. 平成27年度入学生は、この**学生便覧**のほかに、教養教育科目のシラバスと専門教育科目シラバスを活用して、遺漏のないよう各自の履修等の計画を立ててください。
5. シラバスは「My もみじ」（学生情報の森「もみじ」）に掲載しています。

○ 学 部 の 沿 革

昭和24年5月31日	昭和24年法律150号国立学校設置法により、広島大学水畜産学部（水産学科、畜産学科）設置
昭和24年6月1日	実習船「豊潮丸」設置
昭和24年7月1日	学部の位置を広島県福山市沖野上町旧軍暁部隊跡に定めた。
昭和24年7月18日	第1回入学宣誓式を挙行了した。
昭和24年11月4日	中国財務局から広島県深安郡大津野村元占領軍兵舎を学部校舎として引き継ぐ。
昭和25年4月20日	学部の位置を福山市沖野上町（現在緑町）から深安郡大津野村に移転
昭和25年5月16日	附属図書館水畜産学部分館設置
昭和25年11月5日	開学式を挙行了した。
昭和28年8月1日	附属農場（深安実験牧場、川口農場、賀茂牧場）設置（昭28法律第88号）
昭和34年3月1日	実習船「豊潮丸」二代目設置
昭和36年4月1日	水畜産学専攻科（水産学専攻、畜産学専攻）設置（昭36.4.1学大第165号）
昭和38年4月8日	附属農場（深安実験牧場、賀茂牧場）を福山市御幸町に移転
昭和39年4月1日	福山市沖野上町（現在緑町）に新校舎を新営し、学部の位置を大門町（旧大津野村）から沖野上町（現在緑町）に移転
昭和40年6月17日	附属農場の御幸農場及び川口農場を御幸農場に統合（川口農場は畜産学科の川口実験圃場とした。）
昭和41年4月1日	食品工業化学科増設（昭41省令第23号）。同学科に畜産食品製造学学科目設置 畜産学科畜産製造学学科目廃止
昭和42年4月1日	食品工業化学科に水産食品製造学学科目、食品化学学科目増設 水産学科水産物理学学科目を水産物理化学学科目に、水産海洋学学科目を水産環境学学科目に、水産資源増殖学学科目を水産増殖学学科目に改称 畜産学科家畜繁殖学学科目、家畜学学科目、家畜衛生学学科目、飼料作物学学科目、及び畜産化学学科目を家畜育種・繁殖学学科目、家畜飼養学学科目、家畜管理学学科目、家畜解剖生理・衛生学学科目及び草地学学科目に改称（昭42省令第3号） 附属図書館水畜産学部と附属図書館福山分校分館を統合し、附属図書館福山分館に改称（昭42訓令第4号）
昭和43年4月1日	水畜産学部における学科目は、講座となった。（昭43省令第8号） 食品工業化学科に食品分析学講座増設（昭43省令第17号） 大学院農学研究科（水産学専攻、畜産学専攻）修士課程設置（昭43政令第60号） 水畜産学専攻科廃止（昭43.5.4文大大第282号）
昭和44年4月1日	食品工業化学科に食品衛生学講座増設（昭44省令第14号） 附属水産実験所設置（昭44省令第8号）
昭和45年4月1日	食品工業化学科食品分析学講座を食品化学工学講座に改称（昭45省令第14号） 大学院農学研究科に食品工業化学専攻増設（昭45.4.1学大第20の12号）
昭和46年4月1日	水産学科水産物理化学講座を食品工業化学科に移設し、講座名を食品物理化学と改称（昭46省令第19号）
昭和50年4月1日	動物生理・生態学講座（共通講座）増設（昭50省令第16号）
昭和53年10月1日	練習船「豊潮丸」三代目設置（昭53省令第37号）
昭和54年4月1日	水畜産学部を改組し、生物生産学部設置（昭54法律第11号） 生物生産学部には学科及び講座が次のとおり置かれた。（昭54省令第10号） 生物生産学科 海洋生物生産学講座、畜産科学講座、食糧管理学講座、生産基礎学講座、衛生微生物学講座、応用生化学講座、食品科学講座 生物生産学科にコースが次のとおり置かれた。 水産系コース、畜産系コース、食品系コース
昭和57年3月1日	附属農場（西条農場）を設置
昭和58年8月31日	川口実験圃場を廃止

昭和60年4月1日	大学院環境科学研究科修士課程及び大学院農学研究科修士課程を改組し、大学院生物圏科学研究科（環境計画科学専攻、生物機能科学専攻、生物生産学専攻）博士課程を設置（昭60政令第72号）
昭和60年4月22日	第1回生物圏科学研究科（博士課程後期）の入学式を挙行了した。
昭和61年3月26日	水畜産学部を廃止
昭和61年7月31日	附属農場が東広島市西条町大字下見に移転を完了
昭和61年10月31日	大学院農学研究科を廃止（昭60政令第72号）
昭和63年3月31日	生物生産学部が東広島市西条町大字下見に移転を完了
昭和63年11月21日	附属練習船基地を呉市宝町に設置
平成3年3月31日	附属水産実験所（箕島、鞆、熊野実験所）が竹原市竹原町1294（元広島大学理論物理学研究所跡地）に移転を完了
平成6年4月1日	生物生産学科の水産系コース、畜産系コース、食品系コースを海洋生物生産学コース、生物圏機能学コース、畜産科学コース、食糧情報管理学コース、分子細胞機能学コース、食資源機能学コースに再編
平成8年5月11日	大学院生物圏科学研究科生物生産学専攻生物情報機能学設置（平8省令第19号）
平成11年4月1日	大学院生物圏科学研究科環境循環系制御学専攻環境循環予測論、環境制御論設置（平11省令第13号）
平成14年4月1日	生物生産学科の海洋生物生産学コース、生物圏機能学コース、畜産科学コース、食糧情報管理学コース、分子細胞機能学コース、食資源機能学コースを生物圏環境学コース、海洋生物生産学コース、動物生産科学コース、食品科学コース、生物機能開発学コースに再編 大学院生物圏科学研究科を講座化し、生物圏共存科学専攻、生物資源開発学専攻を設置（平14省令第8号）
平成15年4月1日	生物生産学部附属農場及び生物生産学部附属水産実験所を統合再編し、生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターを設置
平成16年4月1日	平成15年法律第112号国立大学法人法により国立大学法人広島大学設置
平成18年4月1日	生物生産学科の生物圏環境学コース、海洋生物生産学コース、動物生産科学コース、食品科学コース、生物機能開発学コースを生物圏環境学コース、水産生物科学コース、動物生産科学コース、食品科学コース、分子細胞機能学コースに再編 大学院生物圏科学研究科生物圏共存科学専攻、生物資源開発学専攻を改組再編し、生物資源科学専攻、生物機能開発学専攻に改組
平成18年11月29日	附属練習船「豊潮丸」四代目設置
平成22年4月1日	附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターに食品製造工場及び精密実験圃場を包括し、陸域生物圏、海域生物圏、食資源機能開発及び動植物精密実験部門に再編

○ 広島大学歌

1 光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああ われら

はてなき空に かたちなす

真をぞ きはめん望みなり

2 流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとはに 伝へたり

ああ われら

移らう時に かはらざる

善きをこそ 努めん集ひなり

3 緑あり

つよき不死の樹 広ごりて

葉末は風に そよぎたり

ああ われら

明るき道に 影しるす

美しきもの 求めん願ひなり

目 次

○ 広島大学の理念・生物生産学部理念・目的・目標	i
○ 学期区分・授業時間について	ii
○ 学生便覧について	iii
○ 学部の沿革	iv
○ 広島大学歌	vi
○ 目次	vii
○ 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS」について	
・ 目次	ハイプロ 1
○ 教養教育について	
・ 目次	教養 1
○ 専門教育について	
・ 生物生産学部の特色	専門 1
・ 広島大学生物生産学部細則	専門 3
・ 副専攻プログラムの履修について	専門 17
・ 研究者養成特別コースについて	専門 18
・ AIMS プログラムについて	専門 20
・ 履修登録・試験及び成績について	専門 21
・ 学業成績の送付について	専門 22
・ 学生のコース分属について	専門 23
・ 広島大学生物生産学部卒業論文指導要領	専門 25
・ 広島大学生物生産学部細則第30条に規定する論文試験の受験手続	専門 25
・ 卒業論文の学生配属について	専門 26
・ 中国・四国地区国公立大学農学系学部との単位互換について	専門 27
・ 外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	専門 28
・ 広島大学研究生規則生物生産学部取扱内規	専門 29
・ 広島大学生物生産学部における長期履修学生制度について	専門 29
・ 広島大学生物生産学部における早期卒業認定に関する基準	専門 30
・ 広島大学生物生産学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する基準	専門 31
・ 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修（早期履修）について	専門 32
・ 教育職員免許状の取得について	専門 33
・ 家畜人工授精師免許資格について	専門 39
・ 学芸員となる資格の取得について	専門 41
・ 食品衛生監視員及び食品衛生管理者について	専門 42
・ インターンシップについて	専門 44
・ 広島大学生物生産学部関連の附属施設	専門 45
○ 学生生活について	
・ チューターについて	専門 47

・ 事務機構と分担事務の内容	専門	48
・ 学生生活等について	専門	49
・ 事件・事故の対応について	専門	51
・ 生物生産学部学生用ロッカー使用要領	専門	52
○ 教員名簿等		
・ 教員名簿	専門	53
○ 建物配置図等		
・ 生物生産学部配置図	専門	57
・ 講義・管理棟C平面図	専門	58
・ 実験・研究棟A平面図	専門	59
・ 実験・研究棟B平面図	専門	61
・ 瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター西条ステーション（農場）配置図	専門	62
・ 生物生産学部附属練習船基地配置図	専門	63
・ 瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター竹原ステーション（水産実験所）配置図	専門	64
○ 諸規則		
・ 広島大学通則	規則	1
・ 広島大学学生交流規則	規則	18
・ 広島大学学位規則	規則	22
・ 広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則	33
・ 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	規則	37
・ 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則	39
・ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則	41
・ 広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則	42
・ 広島大学科目等履修生規則	規則	44
・ 広島大学学生表彰規則	規則	47
・ 広島大学学生懲戒指針	規則	49
・ 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	規則	54
・ 広島大学学生生活に関する細則	規則	56
・ 広島大学学生証取扱規則	規則	58
・ 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則	61
・ 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則	63
・ 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合わせ）	規則	65
・ 社会貢献活動に従事したことに係る証明書発行要項	規則	69
・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則	70
・ 広島大学研究生規則	規則	71
・ 広島大学外国人研究生規則	規則	74
・ 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則	77
・ 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則	79
・ 学業に関する評価の取扱いについて	規則	83
・ 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	規則	85

専門教育について

○ 学 部 の 特 色

生物生産学部は、**1) 生物圏の環境保全、2) 環境に調和した食料の生産、3) 健康で豊かな食の創成、4) 生物資源に関わる知の創造、5) 地域と国際社会への貢献**を理念として、生物及び生物圏に関わる科学的知識を基礎に、環境と調和した食料生産と生物資源の有効利用に関する分野において、地球規模の広い視野を持って活躍できる教養・基礎学力・応用展開能力を身につけた専門家・研究者を養成することを教育目標としています。

学部の理念並びに教育目標に基づき、1年次並びに2年次前期では、豊かな社会的素養を身につけ、専門科目を学ぶための広い視野に立った基礎知識を養い、2年次後期からは、5つの各コースに分かれ、それぞれの専門領域を中心にした実学的教育を実施しています。各コースのカリキュラムは、それぞれ教育プログラムとして提示されています。

この**教育プログラムは、本学が教育の質を向上させ、社会が求める卒業生を世に送り出すために到達目標型の教育を行うためのシステム**として平成18年度から導入したものです。教育プログラムでは、各コースにおける4年間の学士課程教育の明確な目標が設定されていて、その目標達成のために授業内容や方法が十分に吟味された授業科目が統一的かつ体系的に配置されています。入学時に、「教育プログラム」の到達目標（知識・理解、能力・技能など）とその意義、取得単位、卒業要件と履修単位、学習を進めるための授業科目のシラバス及び成績評価の方法があらかじめ明示されます。また、各学生には、学業成績だけでなく、各学生が身につけた能力や技能も定量的に測定して伝えます。したがって、自分自身の長所がはっきりと把握でき、自分の良いところをさらに伸ばすことができるようになります。

教育プログラムのコンセプトは、「みえる」「つながる」「つかえる」です。

すなわち、

- 大学で「何をどのように学んで、何が身につくのか」が「みえる」ようになっています。
- 入学した後に、高校で習った授業や、大学で学ぶ授業と授業とが「つながる」ので、自分の学習が進めやすくなっています。
- 卒業までに身に付けた知識や理解、能力や技能が、そのまま社会や大学院で「つかえ」ます。教育プログラムには、以下に示すように、その履修によって学位取得が認められる「主専攻プログラム」、興味の幅を広げ、専門以外の分野を学ぶ「副専攻プログラム」及び特定のテーマに基づいて学んだり、資格を取得するために学ぶ「特定プログラム」があります。
- 主専攻プログラム
卒業時に学位を取得するためのものです。必ず1つ選択します。
- 副専攻プログラム
興味の幅を広げ専門以外の分野を学ぶものです。
- 特定プログラム
特定のテーマに基づいて学んだり資格を取得するために学ぶものです。

生物生産学部に入學後、1年次と2年次前期は、豊かな社会的要素を身につけるための教養教育科目や、専門科目を学ぶために必要な基礎を身につけるための専門基礎科目を主に履修します。2年次後期からは、本人の希望と成績により、生物圏環境学、水産生物学、動物生産科学、食品科学、分子細胞機能学の5つのコースに分属し、同名の教育プログラムを主専攻プログラムとして履修します。それぞれのコースには、コース所属の教員がおり、責任をもって、主専攻プログラムの教育のお世話をします。なお、履修条件を満たせば、副専攻プログラムや特定プログラムの履修も可能です。

5つの主専攻プログラムでは、体系的なカリキュラムの編成により、生物生産に係わる自然科学から社会科学に及ぶ幅広い知識と知恵を習得できるよう配慮しており、21世紀を担う人材を養成します。

各主専攻プログラムでは、それぞれ以下の目標に従って教育を行っていますが、柔軟なカリキュラムの編成により各プログラムの枠を越えた幅広い知識を習得できるように配慮しています。

各主専攻プログラムの教育目標

○ 生物圏環境学

生物圏における食料の生産から消費にいたる人間的営みに着目しながら、陸域の植物生産と水域の環境や低次生産、生態系の構造と機能について総合的に教育し、生物圏の食料・生物生産機能と環境保全機能の向上に貢献できる人材を養成します。

○ 水産生物学

海洋生物資源の有効利用を図るために、水産資源の再生産機構の解明及び新しい増養殖・放流技術の開発に関わる基礎的及び応用的教育を行い、関連する幅広い分野で、問題解決能力を持って活躍できる人材を養成します。

○ 動物生産科学

動物の機能と生産に関わる科学的な基礎知識と実践的技術を幅広く教育し、家畜の近代的生産や動物を応用する分野において、教養と応用展開能力を身につけて国際的な広い視野で活躍できる人材を養成します。

○ 食品科学

安全で高品質・高機能な食品の開発・製造及び生物資源の機能解析と有効利用に関する基礎知識と技術を総合的に教育し、広い視野から健康で豊かな食生活の創成に貢献できる人材を養成します。

○ 分子細胞機能学

微生物や動物、植物のもつ生物機能を遺伝子や蛋白質、有機物などの生体分子の視点から解き明かし、細胞や細胞内の小器官を生体分子の集合体として特徴づけながら、分子が織りなす細胞や生物個体の生命現象を理解し、生物資源の開発や有効利用、食料や環境等への応用へと貢献できる人材を養成します。

○ 広島大学生物生産学部細則

平成16年4月1日

学部長決裁

広島大学生物生産学部細則

(総則)

第1条 広島大学生物生産学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し、生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより、この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(コース)

第3条 生物生産学科に、次のコースを置く。

生物圏環境学コース
水産生物科学コース
動物生産科学コース
食品科学コース
分子細胞機能学コース

(コースの決定)

第4条 本学部の学生は、前条に規定するコースのいずれかを専攻するものとする。

- 2 コースの決定時期は、第2年次前期末とする。ただし、編入学した者については、入学時とする。
- 3 コースの変更は、原則として認めない。
- 4 コースの決定方法は、別に定める。

(教育課程)

第5条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして体系的に編成する。

- 2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

コース名	主専攻プログラム名
生物圏環境学コース	生物圏環境学プログラム

水産生物科学コース	水産生物科学プログラム
動物生産科学コース	動物生産科学プログラム
食品科学コース	食品科学プログラム
分子細胞機能学コース	分子細胞機能学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。
- 3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(主専攻プログラムの登録)

第7条 学生は、専攻するコースの主専攻プログラムを登録するものとする。

- 2 前項の登録の時期は、第4条第2項に規定するコース決定時とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、他の学部的主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(履修手続)

第8条 授業時間割等は、学年の始めに公示する。

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

第10条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第11条 他学部の学生は、本学部の授業科目を履修しようとするときは、第9条の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第12条 チューター及び指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 通則第20条の規定に基づく、履修科目の登録の上限設定等については、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第14条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、本学部の認定単位数として30単位までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、広島大学生物生産学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て学部長が認めることができる。
- 3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第15条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目を履修して単位を修得した場合は、6単位を限度として当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の外国語科目の単位に代えることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、8年とする。

(教育課程の修了)

第17条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に規定する 単位を修得することによる。

(単位数の計算の基準)

第18条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(試験)

第19条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

- 2 科目試験は、特に指定しない限り当該授業科目の授業の終了した学期末に行う。ただし、実験、実習及び演習については、レポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

(追試験)

第20条 次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
 - (2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)
 - (3) 天災その他の非常災害
 - (4) 交通機関の突発事故
 - (5) その他やむを得ない事情
- 2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて所属学部長に願い出なければならない。
 - 3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。
 - 4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(平均評価点)

第21条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA : Grade Point Average)によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

(到達度の評価)

第22条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

- 2 前項の到達度の評価は、教育プログラムの到達目標に示す「知識・理解」及び「能力・技能」について行い、別に定める評価基準に到達している場合は、「非常に優れている」、「優れている」及び「基準に達している」の3段階で評価を行う。

(教員免許)

第23条 学生は、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類
高等学校教諭一種免許状	理科

- 2 前項の授業科目及び履修方法等については、別に定める。

(食品衛生監視員及び食品衛生管理者となる資格)

第24条 学生は、所定の課程を修了したときは、食品衛生監視員及び食品衛生管理者となる資格を得ることができる。

- 2 前項の課程については、別に定める。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第25条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第26条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第27条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第28条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部へ転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第29条 本学部の卒業の要件は、本学部へ4年以上在学し、かつ、別表に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(卒業論文)

第30条 卒業論文は、論文試験により単位を認定する。

2 前項の論文試験は、論文審査及び口述試験又は発表会により行う。

3 卒業論文を受講しようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、当該指導教員の承認を得なければならない。

4 卒業論文題目及び卒業論文は、それぞれ指定の期限までに提出しなければならない。

(早期卒業)

第31条 通則第45条の規定に基づく早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学士入学)

第32条 通則第14条第1項の規定に基づき、本学部へ学士入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、別に定める。

2 学士入学は、学科に欠員がある場合に限り、選考の上、許可することがある。

- 3 学士入学を許可された者は、第3年次に入学するものとする。
- 4 学士入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(再入学)

第33条 通則第14条第2項の規定に基づき、本学部にて再入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、別に定める。

- 2 再入学は、学科に欠員がある場合に限り、選考の上、許可することがある。
- 3 再入学による入学者の既修得単位及び履修すべき授業科目は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学)

第34条 編入学については、広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

(雑則)

第35条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成27年3月19日 一部改正)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生の教育課程等については、この細則による改正後の広島大学生物生産学部細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。
- 3 前項ただし書の規定により授業科目を履修して単位を修得した場合には、別に定めるところにより、この細則による改正前の広島大学生物生産学部細則の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

別表第1(第6条第2項, 第17条関係)

各プログラム共通履修表(教養教育科目)

区分	科目区分			要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)									
								1年次		2年次		3年次		4年次			
								前	後	前	後	前	後	前	後		
教養教育科目	教養 コア 科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	◎									
		平和科目		2		2	選択必修	○	○								
		パッケージ別科目		6	選択したパッケージから	2	選択必修	○	○								
	共通科目	外国語科目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	◎								
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			◎								
			コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	◎									
				コミュニケーションⅠB	1	◎											
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		◎								
				コミュニケーションⅡB	1			◎									
			コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	必修			○	○						
				コミュニケーションⅢB, コミュニケーションⅢCか ら1科目	1	選択必修			○	○							
			初修外国語 (1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから 2科目	1	選択必修	◎									
					ベーシック外国語Ⅱから 2科目	1			◎								
		情報科目		2	(注3)	2	選択必修	◎									
		領域科目		10	(注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○	○	○				
		健康スポーツ科目		2	(注5)	1又は2	選択必修	○	○								
	基盤科目	12	基礎微分積分学又は 微分積分通論(注6)			2	必修	◎									
			有機化学			2			◎								
			種生物学			2		◎									
			細胞科学			2			◎								
			一般化学又は初修化学(注7)			2		◎									
			物理学実験, 化学実験, 生 物学実験から2科目			各1	選択必修	○	○								
	計			48													

○ 履 修 上 の 留 意 事 項

注 1：○印は標準履修年次を，◎印はその年次での履修を強く要望していることを表しており，◎，○を示す年次以降はいつでも履修することが可能である。なお，授業科目により開設期が異なる場合があるので，学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注 2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を，卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また，外国語技能検定試験，語学研修による単位認定制度もある。詳細については，学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
(P. 教養42～43)

注 3：情報科目は，1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお，「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ，1年次後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注 4：人文科学領域，社会科学領域，複合領域，キャリア教育領域及び外国語領域から8単位履修し，自然科学領域から2単位履修すること。

ただし，自然科学領域の「生物の世界」は入学試験（大学入試センター試験を含む。）において生物を受験していない者の要望科目である。

他の者は「生物の世界」を修得しても卒業要件単位に含めない。

注 5：健康スポーツ科目は，スポーツ実習を履修することが望ましい。

注 6：数学Ⅲを履修した者は「基礎微分積分学」を，数学Ⅲを履修していない者は「微分積分通論」を履修すること。

注 7：「初修化学」は，入学試験（大学入試センター試験を含む。）において化学を受験していない者の必修科目である。この場合，「一般化学」を修得しても卒業要件単位に含めない。

化学を受験した者は「初修化学」を修得しても卒業要件単位に含めない。

○ 各プログラム共通履修表（専門基礎科目）

区 分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次							
					1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	24	生物生産学入門	2	○							
			生化学入門	2		○						
			食料資源論	2		○						
			生物生産学のための物理学入門	2		○						
			科学技術倫理学	2		○						
			生物環境学	2			○					
			分子生物学入門	2			○					
			基礎生物学実験Ⅰ	1			○					
			基礎生物学実験Ⅱ	1			○					
			基礎化学実験	1			○					
			基礎物理学実験	1			○					
			外書講読	2					○			
			必修科目 計 20 単位									
			微生物学入門	2	○							
			フィールド科学演習	2		○						
			動物生態学	2			○					
			動物生理学	2			○					
			遺伝学	2			○					
			動物生産サイエンス入門	2			○					
			植物バイオサイエンス入門	2			○					
			生物統計学	2			○					
			生物物理化学	2			○					
			公衆衛生学	2					○			
			選択必修科目 計 20 単位のうち 4 単位選択必修 (4 単位を超える履修単位は各プログラムの選択科目とする。)									

○ 生物圏環境学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区 分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次							
					1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	56	食料循環経済学	2				○				
			食料循環経済学演習	2				○				
			植物栄養生理学	2				○				
			植物栄養生理学実験実習	1					○			
			環境土壌学	2				○				
			浮遊生物生態学	2				○				
			食料生産管理学	2				○				
			生物海洋学実験実習	1				○				
			植物環境分析学実験実習	1				○				
			水域物質循環論	2					○			
			水圏環境学実験実習	1					○			
			卒業論文	6								○
			必修科目 計 24 単位									
			海洋環境学	2				○				
			生物海洋学	2					○			
			食料社会経済学演習	2					○			
			植物環境生理学	2					○			
			土壌機能管理学	2					○			
			地域農業組織論	2						○		
			食料環境経済学特講	2					○			
			生物圏環境学特論Ⅰ	1					○			
			生物圏環境学特論Ⅱ	1						○		
			選択必修科目 計 16 単位のうち 10 単位選択必修 (10 単位を超える履修単位は選択科目とする。)									
			水産動物生態学	2				○				
			底生生物生態学	2					○			
			乗船実習	2					○			
			農場実習	1					○			
			植物分子生物学	2					○			
			水産資源学	2						○		
			海洋生物学特別実習	1							○	
			選択科目 22 単位以上修得 ・表中のプログラム選択科目からの履修を要望する。 ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 16 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。									
合 計		128										

[卒業要件単位数] 128 単位 (教養教育科目 48 単位+専門基礎科目 24 単位+専門科目 56 単位)

○水産生物科学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区 分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次							
					1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	56	水産資源学	2				○				
			水族生理学	2				○				
			水産増殖学	2					○			
			水族病理学	2				○				
			水産動物生態学	2				○				
			水族生化学	2				○				
			海洋無脊椎動物学	2				○				
			浮遊生物生態学	2				○				
			水産食品化学	2				○				
			海洋生物生産学実験Ⅰ	1				○				
			水族生化学実験	1				○				
			海洋生物生産学実験Ⅱ	1					○			
			臨海生物生産学実習	1					○			
			乗船実習	2					○			
			卒業論文	6								○
			必修科目 計 30 単位									
			海洋環境学	2							○	
			生物海洋学実験実習	1							○	
			魚類免疫学	2						○		
			水族分子生物学	2						○		
			国際漁業論	2						○		
			魚類行動生態学	2						○		
			底生生物生態学	2						○		
			里海資源生態学	2						○		
			生物海洋学	2						○		
			水域物質循環論	2						○		
			水圏環境学実験実習	1								○
			食品栄養学	2							○	
			海洋生物資源化学	2							○	
			食料生産管理学	2							○	
			海藻資源保全学	2						○		
			海洋生物学特別実習	1								○
			選択必修科目 計 29 単位のうち 14 単位選択必修 (14 単位を超える履修単位は選択科目とする。)									
			選択科目 12 単位以上修得 ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 12 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。									
合 計		128										

〔卒業要件単位数〕 128 単位 (教養教育科目 48 単位＋専門基礎科目 24 単位＋専門科目 56 単位)

○ 動物生産科学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区 分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次									
					1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	56	動物遺伝育種学	2				○						
			動物遺伝育種学実験実習	1				○						
			動物生殖学	2				○						
			動物生殖学実験実習	1				○						
			動物栄養学	2				○						
			動物栄養学実験実習	1					○					
			動物生体機構学	2				○						
			動物生体機構学実験実習	1				○						
			動物環境生理学	2					○					
			動物環境生理学実験実習	1					○					
			農場実習	1					○					
			動物福祉論	2					○					
			食料生産管理学	2				○						
			食品生化学	2						○				
			卒業論文	6								○		
			必修科目				計 28 単位							
			資源動物多様性論	2					○					
			発生工学	2					○					
			飼料学	2					○					
			動物生産生理学	2					○					
			畜産システム学	2						○				
			酪農フィールド科学演習	2					○					
			海外演習	2					○					
			家畜管理学	2						○				
			草地畜産学	2					○					
			動物生産学特論Ⅰ	1					○					
			動物生産学特論Ⅱ	1						○				
			動物生産学特論Ⅲ	1						○				
			食品衛生学	2					○					
			畜産食品製造学実験実習	1								○		
			実験動物学	2						○				
			選択必修科目				計 26 単位のうち 16 単位選択必修 (16 単位を超える履修単位は選択科目とする。)							
			植物環境生理学	2									○	
			環境土壌学	2						○				
			地域農業組織論	2							○			
			選択科目				12 単位以上修得							
・表中のプログラム選択科目からの履修を要望する。														
・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。														
・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 10 単位まで含めることができる。														
・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。														
合 計		128												

[卒業要件単位数] 128 単位 (教養教育科目 48 単位+専門基礎科目 24 単位+専門科目 56 単位)

○ 食品科学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区 分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次									
					1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	56	食品生化学	2				○						
			食品化学実験	1					○					
			食品物理学	2				○						
			食品物理学実験	1				○						
			食品工学	2					○					
			食品工学実験	1				○						
			食品衛生学	2				○						
			食品衛生学実験	1				○						
			海洋生物資源化学	2				○						
			海洋生物資源化学実験	1					○					
			食品栄養学	2				○						
			栄養生化学実験	1					○					
			卒業論文	6							○			
			必修科目				計 24 単位							
			食品品質評価学	2				○						
			水産食品化学	2				○						
			食品物性工学	2				○						
			食品開発学	2				○						
			食品機能学	2					○					
			食品物理化学	2					○					
			食品微生物学	2					○					
			食品健康科学	2					○					
			農産食品学	2					○					
			水産食品製造学実験実習	1					○					
			畜産食品製造学実験実習	1					○					
			選択必修科目				計 20 単位のうち 10 単位選択必修 (10 単位を超える履修単位は選択科目とする。)							
			食料循環経済学	2							○			
			生物化学工学	2						○				
			微生物機能学	2						○				
			食品工場見学	1						○				
			酵素・蛋白質化学	2							○			
			免疫生物学	2							○			
			選択科目				22 単位以上修得							
・表中のプログラム選択科目からの履修を要望する。														
・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。														
・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 12 単位まで含めることができる。														
・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。														
合 計		128												

〔卒業要件単位数〕 128 単位 (教養教育科目 48 単位＋専門基礎科目 24 単位＋専門科目 56 単位)

○ 分子細胞機能学主専攻プログラム履修表(専門科目)

区 分	科 目 区 分	要修得 単位数	授 業 科 目	単位数	履 修 年 次							
					1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	56	免疫生物学	2				○				
			免疫生物学実験	1				○				
			酵素・蛋白質化学	2				○				
			酵素化学実験	1				○				
			微生物機能学	2					○			
			微生物機能学実験	1				○				
			生体高分子科学	2				○				
			動物分子生物学	2					○			
			生体分子機能学実験	1					○			
			天然物有機化学	2				○				
			化学生態学	2					○			
			生態機能物質化学実験	1					○			
			分子細胞生物学	2				○				
			動物細胞工学	2					○			
			植物分子生物学	2					○			
			卒業論文	6					○		○	
			必修科目 計 31 単位									
			植物栄養生理学	2				○				
			動物遺伝育種学	2						○		
			生物化学工学	2					○			
			分子細胞機能学特論	2					○			
			食品栄養学	2				○				
			食品微生物学	2					○			
			水族病理学	2						○		
			水族生化学	2						○		
			食品健康科学	2					○			
			水産増殖学	2					○			
			動物生殖学	2						○		
			食品生化学	2						○		
			食品衛生学	2						○		
			選択必修科目 計 26 単位のうち 12 単位選択必修 (12 単位を超える履修単位は選択科目とする。)									
			選択科目 13 単位以上修得 ・表中以外の生物生産学科の他プログラムの専門科目も選択科目に含めることができる。 ・他学部の専門科目及び派遣先で修得した AIMS プログラム提供科目は 12 単位まで含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は含めることはできない。									
合 計		128										

〔卒業要件単位数〕 128 単位 (教養教育科目 48 単位＋専門基礎科目 24 単位＋専門科目 56 単位)

○ 各プログラム共通履修表(選択科目)

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修年次							
				1年次		2年次		3年次		4年次	
				前	後	前	後	前	後	前	後
専門教育科目	専門科目 (選択科目)	地学実験	1							○	
		中山間地域・島しょ部連携特別講座	1	○							
		中山間地域・島しょ部連携インターンシップ	1	○							
		中山間地域・島しょ部フィールドワーク特別演習	2					○			
		インターンシップⅠ	1	○							
		インターンシップⅡ	1			○					
		地域農政特論	1		○						
		里山フィールド演習 *1	2	○							
		果樹園芸の里フィールド演習 *2	2	○							
		牧場実習 *3	2	○							
		「晴れの国岡山」農場体験実習 *3	1	○							
		森林フィールド演習 *4	2	○							
		森・里・海フィールド演習 *5	2	○							
		作物生産科学フィールド演習 *6	2	○							
		食品資源フィールド科学演習 *7	1	○							
		植物育種学 *8	2					○			
		植物病理学 *8	2						○		
		里海フィールド演習 *9	2	○							
		命の尊厳を涵養する食農フィールド科学演習 *9	2			○					
		瀬戸内海の恵みと現状を学ぶ洋上里海総合演習 *9	2	○							
		瀬戸内の水産業を学ぶ総合演習 *9	2	○							
		Tropical Biosphere Science I *10	2					○			
		Tropical Biosphere Science II *10	2		○						
		Tropical Biosphere Science B *10	2					○			
		Tropical Biosphere Science A *10	2	○							
		Global Environmental Issues and Managements *10	2		○						
		Tropical Aquaculture *10	2				○				
		Molecular-level Understanding of Functionality of Foods *11	2				○				
		Modern Food Science *11	2				○				
		Insect Science *11	2				○				
		Fish Production *11	2				○				
		Plankton, Benthos and Seaweed Production *11	2				○				
		Animal Science and Technology *11	2				○				
		Physiology of Field Crop Production *11	2				○				
		Introductory Physiology of Domestic Animals *11	2				○				

*1 鳥取大学開設の授業(集中)である。

*2 愛媛大学開設の授業(集中)である。

*3 岡山大学開設の授業(集中)である。

*4 高知大学開設の授業(集中)である。

*5 島根大学開設の授業(集中)である。

*6 山口大学開設の授業(集中)である。

*7 県立広島大学開設の授業(集中)である。

- *8 山口大学開設の授業である。なお、この授業は遠隔講義システムを使用して行う。
- *9 他大学の学生の応募数が定員に達しない場合に限り、履修できる授業(集中)である。
- *10 外国人特任教員による授業である。
- *11 AIMS プログラム留学生向け授業を兼ねる。なお、この授業は英語により行う。

○ 副専攻プログラムの履修について

広島大学生物生産学部細則第25条による副専攻プログラムを履修できる学生の成績基準は、その副専攻プログラムが定める登録条件を満たす必要があります。

○ 研究者養成特別コースプログラムについて

生物生産学部では、生命、食と環境分野の学問への意欲と情熱、大学院に進学し研究者になる強い意思を持つ学生が、より学習意欲を高め能力を研くことができるように、教育プログラムの枠を超えた「研究者養成特別コース」を設けている。

この特別コースでは、広島大学で導入している「到達目標型教育プログラム (HiPROSPECTS®)」の生物生産学部5主専攻プログラムとともに特別コース用のカリキュラムを実施する。このカリキュラムは、国内外で活躍できる研究者の育成を目指したものであり、所属する学生は、特別コースのプログラム修了後には大学院への進学を前提として学ぶものである。学部在籍する4年間に研究者になるために必要な発展的な専門的知識や実践技術をスムーズに身につけるため、1年次から体系的なプログラムを履修する。2年次後期には希望する教員へ直接配属され、通常のコースよりも1年早く専門分野の研究を開始する。具体的なカリキュラムや教員への配属方法は以降を参照すること。

教員へ配属された学生は、特別コースのプログラムを履修するとともに、卒論指導教員が所属する主専攻プログラムに自動的に分属することとなる。特別コースプログラムの全課程及び主専攻プログラムを修了した学生は、卒業証書とともに特別コース修了証書を授与される。

研究者養成特別コースプログラム履修表

区分	科目 区分	要取得 単位数	授業科目	単位数	履 修 年 次							
					1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
					前	後	前	後	前	後	前	後
専門 教育科目	専門 科目	20	研究導入型 PBL (1)	2	◎							
			研究導入型 PBL (2)	2		◎						
			発展テーマ型 PBL	2			◎					
			研究エグゼクティブセミナー (1)	2	◎							
			研究エグゼクティブセミナー (2)	2		◎						
			研究エグゼクティブセミナー (3)	2			◎					
			研究基礎英語	2			◎					
			特別コース専門実験実習 (1)	1				◎				
			特別コース専門実験実習 (2)	1					◎			
			必修科目 計 16 単位									
			高大連携授業・実習 SA 実践	2			○					
			特別コース海外演習	2			○					
			選択科目 計 4 単位									
			・選択科目として高大連携授業・実習 SA 実践の履修を要望する。 ・生物生産学科における主専攻プログラムの選択科目を本コースの選択科目に含めることができる。 ・他の主専攻プログラム及び他学部の専門科目は、指導教員と相談の上2単位まで選択科目に含めることができる。 ・教養教育科目及び教職に関する科目は選択科目に含めることができない。									

注) ただし、このコースで修得した単位は、卒業要件の単位には算入できない。

1. 研究者養成特別コースのカリキュラム

必修科目

- 研究導入型 PBL・・・1 年次前期，1 年次後期（必修 各セメスター 2 単位 計 4 単位）
学習者自身が中心となつて行う問題解決型授業であり，教養ゼミとは別に，専任・担当教員が PBL 指導をしながら展開する。研究導入型は PBL 入門からその活用法を理解・実践することを目的とした，拡散型 PBL を実施する。
- 発展テーマ型 PBL・・・2 年次前期（必修 2 単位）
発展テーマ型は，特定の研究テーマに基づき収束型 PBL を実施する。
- 研究エグゼクティブセミナー・・・1 年次前期・1 年次後期・2 年次前期
（必修 各セメスター 2 単位 計 6 単位）
生物生産学部(生物圏科学研究科)教員が各人 1 回担当し実施する（15 回/1 セメスター）。教員の研究内容及びその背景となるものを学生に紹介することで学生に興味とモチベーションの向上を図ることを目的とし，2 年次後期からの卒論指導教員配属のための情報提供も兼ねる。
- 研究基礎英語・・・2 年次前期（必修 2 単位）
外国人教員による研究基礎英語。主専攻プログラム 3 年次生対象の外書講読とは別に実施する。主にプレゼンテーション・コミュニケーション能力を高めるための英語教育である。
- 特別コース専門実験実習・・・2 年次後期・3 年次前期（必修 各セメスター 1 単位 計 2 単位）
指導教員配属後に，卒論に必要な実験手法を教員主導のもとで TA に教わりながら修得する。

選択科目

- 高大連携授業・実習 SA 実践・・・2 年次後期の教員配属後（選択 2 単位）
高大連携講座，ひらめき☆ときめきサイエンスや SPP（サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト）などの高大連携事業において高校生に実験指導等を行い，自らのスキルアップに繋げることを目的とする。
- 特別コース海外演習・・・2 年次前期（選択 2 単位）
海外の研究・教育機関を訪れることで，よりグローバルな視野を得ることを目的とする。
- 選択科目となる主専攻プログラム，他の主専攻プログラム及び他学部の授業科目は，指導教員と相談の上，決定する。

その他

○大学院授業

4 年次に 10 単位の範囲内で履修可能。ただし，学部規定の成績を収めておくことが条件であり（学生便覧専門 28 参照），また本修得単位は特別コースの単位に算入されない。大学院入学後に手続きの上，大学院の単位として認定される（学生便覧専門 28 参照）。

2. 指導教員配属（コース分属）について

本コースの学生は，2 年次後期開始時に希望する指導教員に直接配属となり，その指導教員が所属するコースに学部で定めたコース分属方法の定員の枠外で分属される。ただし，コース分属の成績の基準を充たすことが条件となる（学生便覧専門 20 参照）。なお，特定のコース（主専攻プログラム）の教員に希望が集中した場合，教員配属を調整することもある。また，配属する学生は教員 1 人あたり 1 名を原則とする。

○ AIMS プログラムについて

AIMS プログラム^{注1}は学部生向けの学生交流プログラムです。このプログラムの下、生物生産学部は「農業」及び「食料科学技術」分野に参加し、タイ王国カセサート大学農学部・経済学部・水産学部・アグロインダストリー学部との間で、1学期間の学生派遣・受入を行います。本プログラムに参加を希望し、選考を経た生物生産学部の学生^{注2}は、8月上旬～12月末までの間カセサート大学に滞在し、農学部の「Tropical agriculture」プログラム及び経済学部・水産学部・アグロインダストリー学部が開講する英語による専門科目のうち、最低4科目12単位を取得します。このため、プログラム参加前にしっかり英語力を身につけておくことが重要となります。加えて、広島大学国際センターが開講する「国際課題研究」、「English for Specific Purposes」等を履修します。タイ滞在中には、現地展開する日本企業において短期インターンシップも実施されます。渡航費及び現地滞在費（寮費もしくはアパート家賃）は広島大学が負担します。また専用ホームページ、スカイプ、現地校友会、保険会社による24時間サポートなどにより、生活面でのサポートも行います。

本プログラムを履修し、派遣先において所定の単位を修得した者に、修了時に AIMS プログラム履修証明書を授与します。また、派遣先で修得した単位を、所属の主専攻プログラムの卒業要件単位（選択科目）に算入できますが、その取り扱いについては所属する主専攻プログラムの履修表を参照してください^{注3}。

^{注1}AIMS（ASEAN International Mobility for Students）プログラムは、ASEAN 統合に向けた政府主導の学部生向け学生交流プログラムで、平成25年度より日本も参加しています。あらかじめ設定された交流分野の下、協定校間で同人数の派遣・受入、授業料相互不徴収を原則としています。

^{注2}派遣時期における在籍年次が2年次～4年次学生を主な対象とします。派遣人数は毎年10名を予定しています。

^{注3}派遣中は、生物生産学部で開講している授業科目を受講することができなくなります。したがって、派遣前までに十分な単位を取得し、帰国後の単位取得計画をしっかりと立てておくことが必要です。

AIMS プログラム履修表

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修年次							
				1年次		2年次		3年次		4年次	
				前	後	前	後	前	後	前	後
専門 教育 科目	専門 科目	国際課題研究（Study on International Issues and Challenges : Kasetsart University）	2				○				
		必修科目	計 2 単位								
		選択科目	計 12 単位以上修得								
		- 派遣先のカセサート大学で修得した単位を、選択科目の単位として認定する。 - 認定する授業科目名は、カセサート大学開設の授業科目名とする。 - 卒業要件単位（選択科目）に算入できる単位数は、所属する主専攻プログラムの履修表を参照すること。 - ただし、本学の授業科目に読替えて単位を認定する場合もある。									

○ 履修登録・試験及び成績について

1 履修手続

(1) 履修手続について

- ①履修手続は、学内外のパソコンを利用して「My もみじ」（「学生情報の森もみじ」）にログインして行ってください。なお、学部1年次生は、新入生オリエンテーションの履修登録ガイドンスで、操作方法の説明があります。
- ②何らかの理由により、「My もみじ」からの履修登録ができない場合は、支援室（学士課程）へ申し出てください。
- ③同一曜日・時限の科目を重複して履修することは認められないので、注意してください。（集中講義と他の科目で、一部日程が重複する場合も含まれます。）

(2) 履修登録期間について

- ①履修手続は、履修登録期間内に行います。
- ②履修登録期間の具体的な日程は、各期ごとに学部・研究科の掲示板、「My もみじ」で通知します。
- ③履修登録・修正期間終了後は、履修科目の登録や取消は原則としてできません。
- ④集中講義等は各学部・研究科において、別途履修手続期間を設けて受け付けることがあります。その場合は、学部・研究科の掲示板、「My もみじ」で通知します。
- ⑤その他、履修手続に関することは、学部・研究科の掲示板、「My もみじ」で通知します。

(3) 履修手続の流れ

【履修登録前の準備】

- ①学生便覧、時間割表、シラバス等を参照しながら、履修する授業科目を決めます。
- ②履修する授業科目の科目名、曜日・時限、担当教員、講義コードをメモ等に控えておきます。

【履修登録期間】

- ①大学内や自宅のパソコンからインターネットを使用し「My もみじ」に接続して、メニューから「履修」－「履修登録・参照」を選択します。
- ②履修登録画面から履修計画用の「時間割表」又はメモ等に控えておいた自分の時間割を確認しながら登録を行います。
 - *履修登録画面を開いたとき、既に授業科目が登録されていることがあります。その科目は、登録を取り消すことができません。
 - *登録時にエラーチェックを行います。エラーがあるときは登録できません。
 - *「履修登録期間」中は、何度でも登録をやり直すことができます。
- ③全ての履修科目を登録し終えたら、登録した授業科目を再度確認し、間違いがなければ「My もみじ」を終了します。

【履修登録終了後】

履修科目の登録や取消はできませんが、履修登録された科目の参照はできます。

2 試 験

【期末試験】

期末試験は学期末に随時実施されます。試験の実施日、場所、方法、時限等については担当教員から指示がありますので、次のことを承知して受験してください。

- ①受験する学生は「学生証」を携行し、試験時には机上に提示してください。

なお、学生証を紛失した学生は、至急再交付を受けておいてください。

また、受験当日学生証を携行していない学生は、支援室（学士課程）に届け出てその指示を受けてください。

- ②試験室では監督者の指示に従ってください。

【追 試 験】

生物生産学部細則第20条に定めるやむを得ない事情により期末試験を受けられなかった場合に限り、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて、学部長に願い出ることができます。

3 試験の特別措置

身体に障害等のある学生で、試験等における特別措置を希望する者は、支援室（学士課程）で受験の仕方について相談してください。

4 学業成績

- (1) 成績の確認は、学期末の成績発表日以降（チューター等の確認又は面談があればそれ以降）、「My もみじ」により各自で確認してください。

- (2) 成績について疑義のある場合は、成績発表日から次の学期の授業開始後1週間以内までに、直接授業担当教員に申し出てください。

5 不正行為

専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している専門教育科目の評価を全て「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

6 その他

伝達・連絡事項は「My もみじ」により行いますので、貴重な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。確認しなかったことにより思いもかけぬ不利益を被ることがあるので注意してください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。

1. 履修登録期間中の掲示
2. 新生（4月入学）・編入生に対する掲示→4月末日まで
3. 「Myもみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

○ 学 生 の コ ー ス 分 属 に つ い て

生物生産学部細則第4条による学生のコース分属は次の方法で行う。

1 志望調査

- (1) その年度に行なわれるコース分属を希望する学生は、前期試験終了日までに、第1志望から第5志望までを記入した志望調査票を支援室（学士課程）に提出しなければならない。
- (2) 前号により志望調査票を提出した後は、当該調査票に記載された内容を変更できないものとする。

2 コース分属の方法

- (1) 各コースの分属予定人数は、その年度の分属対象者（下記5参照）からAO入試（総合評価方式Ⅱ型）のA型（専門型）及びAO入試（フェニックス方式）で入学した者及び研究者養成特別コース生の合計を差し引いた人数を各コースの教育科目数を基準に按分した人数とすることを原則とする。ただし、小数点以下は繰り上げる。
ここで定められた各コースの分属予定人数をそれぞれのコースの定員とする。
- (2) 分属対象者の成績順の名簿を作り、成績順の上位の者から順番に第1志望とするコースに配属する。
- (3) 第1志望とするコースが定員に達し、配属できなかった学生は、成績順に従って第2志望に配属する。
- (4) 第2志望とするコースが定員に達した場合は第3志望に、第3志望のコースが定員に達した場合は第4志望に、さらに第4志望のコースが定員に達した場合は第5志望に配属する。

3 成績順位

成績順位は、以下の式に示す総合評価点を用いて決定する。

総合評価点＝秀の単位数×4＋優の単位数×3＋良の単位数×2＋可の単位数×1

この場合、算出公式に用いる単位数は、その年度の9月10日までに修得した授業科目（教職に関する科目を除く。）の単位数とする。なお、外国語技能検定試験等による単位認定を受けた場合には、認定単位数に4を乗じる。

- 4 AO入試（総合評価方式Ⅱ型）のA型（専門型）及びAO入試（フェニックス方式）で入学した者及び研究者養成特別コース生に対しては、志望するコースを調査し、上記2で定めたコースの定員の枠外で分属させる。ただし、AO入試（総合評価方式Ⅱ型）のA型（専門型）及びAO入試（フェニックス方式）で入学した者が、特定のコースに集中して志望した場合、志望者の成績により特定のコースに偏りがないように分属させることがある。

5 コース分属の対象とならない者

その年度の9月10日までに、成績確定された授業科目で、

- (1) 52単位以上を修得していない者（ただし教職に関する科目は含まない。）
- (2) 専門基礎科目必修20単位のうち、外書講読を除く10単位を修得していない者
- (3) 専門基礎科目の内、基礎実験（4単位）を修得していない者
- (4) 編入学した者

なお、上記（1）又は（2）に該当する者は、コースに正式に分属されるまで、各コースの専門科目を履修することができない。

- 6 コースの配属は9月下旬までに決定し、掲示等によって発表する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成23年度以前に入学した学生のコース分属の方法については、この要領による改正後の「コース分属の方法について」（以下「新要領」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特別な事情又は従前の例によると著しく不適当となる場合には、新要領によりコース分属を行うことができる。

○ 広島大学生物生産学部卒業論文指導要領

(指導教員)

- 1 指導教員は、2名以上（正指導教員1名・副指導教員1名以上）とする。
- 2 指導教員の決定は、各主専攻プログラムにおいて、第3年次前期末までに教育科目配属のためのガイダンスを行い、第3年次後期に教育科目配属後、調整の上、各主専攻プログラム教員会の議を経て行い、学生に通知するものとする。

(成績の判定)

- 3 卒業論文の成績の判定は、当該指導教員が行うものとする。

(その他)

- 4 ガイダンスの実施、指導体制、論文の形式、論文試験実施方法及び論文保管方法等については、各主専攻プログラム教員会議が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

○ 広島大学生物生産学部細則第30条に規定する論文試験の受験手続

- 1 受験手続きは、学部細則第9条による履修手続きをするとともに、学生支援室で交付する所定の用紙により行うものとします。
- 2 所定の用紙は、卒業論文題目票(以下「A票」という。)並びに卒業論文成績及び題目票(以下「B票」という。)の二連様式とします。A票及びB票の卒業論文題目は同一のものとします。
- 3 A票及びB票は切り離さないで、10月末日（前期末卒業においては、5月末日）までに学生支援室に提出するものとします。ただし、当日が休日の場合はその前日とします。提出期限後における受験手続きによる届出は、特別の事情がない限り受理しません。A票には、指導教員の承認印を受けてください。
- 4 論文試験を受けようとする者は、卒業しようとする学期における授業期間末日までに卒業論文を正指導教員に提出してください。ただし、最終日が休日の場合はその前日とします。

○ 卒業論文の学生配属について

生物生産学部の卒業論文は、コース別に次のとおり配属させる。

生物圏環境学コース

海洋生態系評価論
水域循環制御論
植物栄養生理学
植物環境分析学
食料生産管理学
食料市場学

水産生物科学コース

水圏資源生物学
水族生理学
水産増殖学
水族生態学
水族病理学
水族生化学
竹原ステーション
(水産実験所)

動物生産科学コース

家畜育種遺伝学
家畜生殖学
家畜飼養学
家畜管理学
家畜生体機構学
西条ステーション（農場）

食品科学コース

海洋生物資源化学
動物資源化学
食品物理学
食品工学
食品衛生学
分子栄養学

分子細胞機能学コース

生態機能物質化学
生体分子機能学
微生物機能学
酵素化学
免疫生物学

(注) 竹原ステーション（水産実験所）及び西条ステーション（農場）への卒業論文の学生配属は、次の取り扱いにより当該コース以外の学生についても認めることがある。

- 1 竹原ステーション（水産実験所）については、自コース以外に生物圏環境学コースの学生を卒論指導のために配属させることができる。また、西条ステーション（農場）については、自コース以外に生物圏環境学コースの学生を卒論指導のために配属させることができる。
- 2 他コースからの竹原ステーション（水産実験所）または西条ステーション（農場）への配属は、次の条件を満たしている場合に許可されるものとする。
 - (1) 配属を希望する施設（竹原ステーション（水産実験所）または西条ステーション（農場））の教員から了解が得られること。
 - (2) 学生の所属するコースにおいて、単位修得状況が良好であり、竹原ステーション（水産実験所）または西条ステーション（農場）での卒論研究が可能であると認められたもの。

○ 中国・四国地区国公立大学農学系学部との単位互換について

1 単位互換の制度について

中国・四国地区国公立大学農学系学部は、相互大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として授業科目の単位互換協定を締結しています。協定締結の大学学部は、鳥取大学農学部、島根大学生物資源科学部、岡山大学農学部、広島大学生物生産学部、県立広島大学生命環境学部、山口大学農学部、香川大学農学部、愛媛大学農学部、高知大学農学部の9大学9学部です。

広島大学の学生が、他の8大学8学部から提供されている授業科目を履修し、そこで単位を取得したら、広島大学で単位として認定されます。

この制度により受け入れられた学生は、「特別聴講学生」といいます。

2 授業料等について

特別聴講学生に係る検定料、入学料、授業料は必要ありません。

ただし、講義・演習等で係る教材などについては実費を徴収する場合があります。また、現地までの交通費は受講生負担となります。

3 単位互換対象科目・受入人数及び履修科目の上限単位数

単位互換対象科目は別途掲示板等により掲示しますが、受入人数には、制限がありますので、履修できない場合があります。

4 履修期間

履修する授業科目の開講期間とします。

5 単位認定

受入大学学部の定めるところの評価に基づき、広島大学が単位認定します。

平成17年度から、「大学間連携によるフィールド教育体系の構築」事業が始まっています。これは、上記の単位互換の制度に基づき、中国・四国地区国公立大学農学系学部が連携して、相互に協力しながら、生物資源を基にした食と環境に関わる総合的なフィールド教育の体系化を図るものです。自大学にはないフィールド分野について、受講、体験、調査、発表及び学生間交流などを行います。

- 里山フィールド演習（鳥取大学）
- 果樹園芸の里フィールド演習（愛媛大学）
- 牧場実習（岡山大学）
- 「晴れの国岡山」農場体験実習（岡山大学）
- 森林フィールド演習（高知大学）
- 森・里・海フィールド演習（島根大学）
- 作物生産科学フィールド演習（山口大学）
- 食品資源フィールド科学演習（県立広島大学）
- 里海フィールド演習（広島大学）
- 酪農フィールド科学演習（広島大学）
- 臨海資源科学演習（広島大学）

各科目とも、夏季休業中に宿泊形式の集中講義で行われ、専門の選択科目になります。各演習で単位及び定員が異なります。詳しくは実施計画書をご覧ください。

科目によっては、毎年開講されない場合や、開講責任大学の都合により開講を見合わせる場合、また、新たに開講し追加される場合がありますので、詳しくは毎年実施計画書等により確認してください。入学年度の学生便覧に記載のされていない新たに開講された科目も各プログラムの選択科目として、卒業単位に含まれます。

なお、広島大学が提供する「里海フィールド演習」については、他大学の学生の応募数が定員に達しない場合に限り、生物生産学部の学生も受講できます。

また、広島大学が提供する「臨海資源科学演習」については、生物生産学部の学生は受講できません。

その他、単位互換に関する詳細は、支援室（学士課程）に問い合わせてください。

○ 外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

平成 16.4.1
学部制定

(主 旨)

第 1 条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第 2 条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手續)

第 3 条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後 1 月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

(単位の認定)

第 4 条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4 単位までとする。

(研修の総時間数)

第 5 条 研修の総時間数は、最低 30 時間を満たさなくてはならない。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

○ 広島大学研究生規則生物生産学部取扱内規

平成 16.4.1
学部制定

(趣 旨)

第1条 この取扱内規は、広島大学研究生規則第5条の規定に基づき、生物生産学部における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第2条 研究期間は、1月以上とし、毎月1日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし、現職教育職員の研究終了日は学期の中途とすることができる。

(願い出期限の特例)

第3条 願い出期限は、研究開始日の7日前までとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

○ 広島大学生物生産学部における長期履修学生制度について

1 長期履修学生制度とは

職業を有している者、又は本学フェニックス入学制度により入学した者を対象として、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度である。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなる。

2 対象となる学生

本学部で長期履修を願い出できる者は、本学フェニックス入学制度により入学した者で長期履修を希望する者である。

3 長期履修の期間

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本学部が定める年数（8年）を限度とする。

4 申請手続き等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、チューター（指導教員）と相談のうえ履修計画を立てる必要がある。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、支援室（学士課程）に照会すること。

○ 広島大学生物生産学部における早期卒業認定に関する基準

平成 18.4.1
学部制定

(趣 旨)

第 1 この基準は、広島大学生物生産学部細則第 31 条の規定に基づき、広島大学生物生産学部（以下「本学部」という。）において 3 年以上在学し、本学部で定める卒業要件単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生の卒業（以下「早期卒業」という。）に関する事項について定めるものとする。ただし、編入学、再入学又は転学部した学生は早期卒業の対象とならない。

(早期卒業の申し出)

第 2 早期卒業を希望する者は、第 1 年次終了時に、56 単位以上修得し（ただし、教職に関する科目を除く。）第 1 年次後期までの成績により平均評価点を算出し、95 点以上であることを確認の上、早期卒業希望届（所定の様式）を 3 月末日までに学部長へ提出することとする。

(早期卒業希望者の審査)

第 3 学部長は第 2 の申し出に基づき、適格か否かについて教授会に諮るものとする。

(卒業研究受講の申し出)

第 4 卒業研究受講を希望する者は、第 2 年次終了時に、102 単位以上修得し（ただし、教職に関する科目を除く。）第 2 年次後期までの成績により平均評価点を算出し 95 点以上を確認の上、卒業研究受講願（所定の様式）を 3 月末日までに学部長へ提出することとする。

(卒業研究受講の資格)

第 5 学部長は、第 4 の申し出に基づき、卒業研究受講のための資格判定を教授会に諮るものとする。

(研究室配属及び卒業研究)

第 6 コース内の研究室配属及び卒業研究は、5 セメスターからとする。

(卒業の資格)

第 7 教授会は、第 5 の判定により有資格者となった学生に対し、原則として第 3 年次終了時に卒業の判定を行う。

(卒業の時期)

第 8 早期卒業予定者の卒業の時期は、原則として第 3 年次末とする。

(学習指導等)

第 9 該当する学生のチューターは、第 3 により適格の認定を受けた学生の授業計画等に当たって、適切な措置及び指導を行うものとする。

2 第 3 により適格の認定を受けた学生は、授業科目履修表に掲げた履修時期より早期に履修することができる。

(雑 則)

第 10 この基準に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 広島大学生物生産学部における授業科目の履修登録単位数の 上限に関する基準

平成 18. 4. 1

学部制定

(趣 旨)

第1 この基準は、広島大学生物生産学部細則第13条の規定に基づき、広島大学生物生産学部（以下「本学部」という。）において1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2 対象となる学生は、本学部にて在籍する者とする。ただし、次の各号の一に該当する学生は、この基準の対象とならない。

(1) 4年以上在籍している学生

(2) 本学部にて編入学、再入学又は転学部した学生

(対象科目)

第3 履修登録できる単位数の上限の対象となる授業科目は、本学部及び他学部等で卒業の要件として履修する授業科目とする。ただし、以下の科目は対象としない。

(1) インターンシップに関する科目

(2) 中国・四国地区国立大学農学系学部との単位互換対象科目

(3) 副専攻プログラム科目

(4) 教養教育科目として開講する集中講義

(5) 他学部が開講する集中講義

(6) 本学部が開講する集中講義

＊ 教職に関する科目及び研究者養成特別コースの学生が履修するプログラム科目（必修科目及び選択科目の「高大連携授業・実習SA実践」）は卒業要件となっていないため対象としない

(履修登録上限単位数)

第4 授業科目の履修登録単位数は、各年次において56単位まで、前期28単位までを上限とする。後期の登録単位数は56単位から前期の修得単位数を差し引いた単位数を上限とする。

(履修登録単位数の特例)

第5 成績優秀者として認定された学生は、第4の規定にかかわらず、認定を受けた翌年度に履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修登録することができる。

(成績優秀者の認定方法)

第6 第5に掲げる成績優秀者は、以下の要件を満たしている者であるとし、成績優秀者として教授会へ報告及び該当者に通知するものとする。

(1) 過去1年間に、第3に定める対象科目を30単位以上修得していること。

(2) 次の算式による平均評価点が90点以上であること。

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(履修指導)

第7 履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修する成績優秀者を担当するチューターは、この者に対し、履修授業科目及び単位数等適切な履修指導を行うものとする。

(雑 則)

第8 この基準に定めるもののほか、授業科目の履修登録単位数の上限に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

○「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について

○ 早期履修制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として、当該研究科の修了要件単位に含めることができます。

なお、平成27年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成29年度に「Myもみじ」で掲示します。

○ 実施予定研究科（平成27年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，生物圏科学研究科，国際協力研究科

○ 履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

○ 早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」－「学びのサポート」－「学士課程」のページに掲載しています。

○ 教 育 職 員 免 許 状 の 取 得 に つ い て

教育職員となるためには、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得しなければならない。

本学部で取得できる教育職員免許状は「高等学校教諭理科一種免許状」のみで、取得要件等は次のとおりである。

1. 教育職員免許状取得要件

第 1 表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		
所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教 科 に 関 する 科 目	教 職 に 関 する 科 目	教科又は教職に 関する科目
高 等 学 校 教 諭	一 種 免 許 状	学士の学位を 有すること	2 0	2 3	1 6

2. 免許法上の単位修得方法について

1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則により、次の表に掲げる本学の該当授業科目の中から履修すること。

	必 要 単 位 数	本 学 の 該 当 授 業 科 目	備 考
日 本 国 憲 法	2	日本国憲法	必修
体 育	2	健康スポーツ科学， スポーツ実習 A，スポーツ実習 B	2 単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーションⅠA， コミュニケーションⅠB コミュニケーションⅡA， コミュニケーションⅡB	2 科目選択必修
情 報 機 器 の 操 作	2	情報活用基礎， 情報活用演習	2 単位選択必修

2) 教科に関する科目

次の表の第2欄に掲げる科目についてそれぞれ最低修得単位数を修得し、計20単位を修得すること。

第2表

第 1 欄		第 2 欄		最低修得 単 位 数	合 計
免 許 教 科		教 科 に 関 す る 科 目			
理 科	物 理 学		4		計 20 単 位
	化 学		4		
	生 物 学		4		
	地 学		4		
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		4		
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）		（注） 「3）教科に 関する科目の 履修方法」の 表中、左記の 科目に対応す る「本学部開 講の該当授業 科目」のうち から、最低4 単位修得す ること。		
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）				
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）				

3) 教科に関する科目の履修方法

次の表に掲げる本学部開講の該当授業科目の中から履修し、単位を修得すること。

第1欄	第2欄	本学部開講の該当授業科目
免許教科	教科に関する科目	
理 科	物 理 学	*生物生産学のための物理学入門，食品物理学，食品物理化学，食品工学
	化 学	*生化学入門，分子生物学入門，動物栄養学，食品栄養学，分子細胞生物学，酵素・蛋白質化学
	生 物 学	*微生物学入門，遺伝学，動物生態学，動物生理学，浮遊生物生態学，水族生理学，底生生物生態学，動物遺伝育種学，動物生殖学，動物生体機構学，植物栄養生理学
	地 学	*生物環境学，水域物質循環論，海洋環境学，環境土壌学
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	*基礎物理学実験，食品物理学実験，食品工学実験
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	*基礎化学実験，動物栄養学実験実習，栄養生化学実験，水族生化学実験，酵素化学実験
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	*基礎生物学実験Ⅰ，*基礎生物学実験Ⅱ，生物海洋学実験実習，動物遺伝育種学実験実習，動物生殖学実験実習
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験，水圏環境学実験実習，植物環境分析学実験実習

*印の授業科目は、「教科に関する科目」における必修科目を示す。

4) 教職に関する科目

次の表により、全てを修得すること。ただし、卒業単位には算入されない。

第3表

第一欄	教職に関する科目		授業科目	開設期	修得単位数	開設学部
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	3	2	教育学部
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）				
		進路選択に資する各種の機会の提供等				
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論	5	2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	4	2	
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論	5	2	
		各教科の指導法	○自然システム（理科）教育法Ⅰ	3	2	
			○自然システム（理科）教育法Ⅱ	4	2	
		特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	
	教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）	○教育方法・技術論	6	2		
	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談	6	2	
第五欄	教育実習		○教育実習指導Ⅲ	6	1	
			○中・高等学校教育実習Ⅱ	7	2	
第六欄	教職実践演習		○教職実践演習（中・高）	8	2	
			同和教育（＊注）	4		
合 計					27	

備考1. ○は必修科目

2. 上記の科目は全て教育学部で開設しているので、受付期間、手続方法等については「Myもみじ」及び教育学部の掲示板等で必ず確認すること。

3. ＊注の同和教育（2単位）は、免許状取得の条件である第1表中の大学における修得単位数及び卒業に必要な専門科目の単位数には含まれないが、免許状取得を希望する者は、履修しておくことが望ましい。

5) 教科又は教職に関する科目

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」において、それぞれの最低修得単位数を超えて履修した科目をもって、これに充てる。

3 教育実習（本実習）受講資格

中・高等学校教育実習Ⅱを受講するための条件は以下のとおりである。

- 1) 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点で次の単位を修得していること。

【教職に関する科目】

各教科の指導法（自然システム（理科）教育法Ⅰ・Ⅱ）4単位、教職入門、教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、教育課程論、教育方法・技術論、生徒・進路指導論、特別活動指導法のうち14単位 合計18単位以上

【教科に関する科目】

10単位以上

- ★ 教育実習は、事前の説明会、オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。
- ★ 説明会、オリエンテーション、実習全てにおいて無断欠席・遅刻等は認められません（即実習停止もあり得ます。）。

4 教職実践演習履修要領

教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修する場合は、広島大学の中・高等学校教育実習Ⅱの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習の履修を中止とし単位を認めない。

- ★ 教職実践演習では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、教員によるレベル判定を受けること。

教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

＜教職実践演習について＞

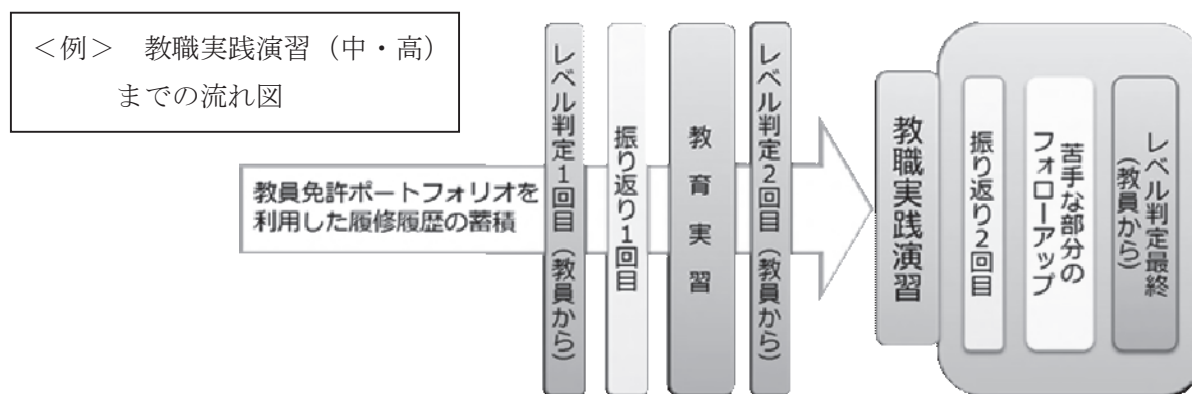
「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成22年度入学生から「教職実践演習」（4年生の後期の授業）が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、履修カルテを作成することを求めています。この履修カルテに対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

＜教員免許ポートフォリオについて＞

教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの8規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの8規準それぞれについて、現在の到達レベルを3段階で確認することができます。

＜教職実践演習までの流れ＞

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては1セメスターから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何を必要があるのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「Myもみじ」とおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、チューターや、下記の問い合わせ先まで連絡してください。



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ

URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオについて	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

5 免許状授与の申請手続

卒業予定者で免許状の授与を申請する者は、生物生産学部学生支援室で一括申請するので、次に掲げる書類等を、期限までに提出すること。

なお、書類の提出が遅れた者又は卒業後に免許状の授与を申請する者は、個人で各都道府県教育委員会に提出することが必要になる。

(提出書類)

1 教育職員免許状授与申請書（所定の用紙）

申請する免許状1種類につき一式

2 学力に関する証明書（学生支援室で作成）

3 広島県収入証紙

申請する免許状1種類につき3,400円（平成26年度申請時）

4 提出先

生物生産学部支援室

5 提出期日

例年10月～11月頃の予定であるので、「Myもみじ」の掲示等で必ず確認すること。

○ 家畜人工授精師免許資格について

1 免許

家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

免許について、関係法は「農林水産大臣の指定する者が家畜の種類別に行う人工授精に関する講習会の課程を修了して、その修業試験に合格した者」と規定して、これに該当する資格を有する者（修業試験の合格者）のみが免許申請できることを定めている。

学部（動物生産科学コース）の課程で取得できる免許資格は、3種類（牛、豚、めん羊・山羊）である。免許は免許資格を有する者の申請に基づいて、家畜の種類別（牛、豚、めん羊・山羊等の家畜別）にその者の有する資格に応じて与えられる。なお、免許は全都道府県に効力を有し、その申請は所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことになっている。

2 免許資格取得方法とその課程

動物生産科学コース学生で、家畜人工授精師の免許を受けるため、その資格を取得しようとする者は、当大学が農林水産大臣指定の家畜人工授精講習会を開催した場合、その所定の課程を履修したことが認められ、修業試験に合格の判定を受けることが必要である。この課程は次のとおりである。

（1）学科

科 目			時 間	科 目			時 間
一 般 科 目	畜 産 概 論		4	専 門 科 目	生 殖 器 解 剖		5
	家 畜 の 栄 養		3		繁 殖 生 理		1 3
	家畜の飼養管理		3		精 子 生 理		7
	家 畜 の 育 種		7		種 付 け の 理 論		4
	関 係 法 規		3		人 工 授 精		1 7

（2）実習

科 目	時 間
家畜の飼養管理	4
家 畜 の 審 査	7
生 殖 器 解 剖	4
発 情 鑑 定	6
精液精子検査法	8
人 工 授 精	4 5

- 3 家畜改良増殖法施行規則第24条の2第1項に基づく、家畜人工授精講習会の受講等免除科目について、家畜人工授精講習会で所定の課程を履修するとは別に、本学部で開講している授業科目を履修することにより、下表のとおり講習会の受講及び修業試験の免除が認められるので、家畜人工授精師の免許を取得しようとする者は必ず受講すること。
- 4 編入学生の前学校が養成施設でない場合であって、本学部で単位認定したものについては、資格取得に必要な単位数として認めない。

【免除対象科目表】

講習会の受講等免除対象科目		本学部の開講科目を受講することにより講習会の受講を免除される科目
一般科目	畜産概論	食料生産管理学 動物遺伝育種学
	家畜の栄養	動物栄養学 飼料学
	家畜の飼養管理	家畜管理学
	家畜の育種	動物遺伝育種学
専門科目	生殖器解剖	動物生体機構学
	繁殖生理	動物生殖学
	精子生理	
	種付けの理論	発生工学
	体内受精卵移植概論	
	受精卵の生理及び形態	
	体外受精卵移植概論	発生工学
実習	家畜の飼養管理	動物環境生理学実験実習 農場実習
	生殖器解剖	動物生体機構学実験実習 動物生殖学実験実習
	発情鑑定	動物生殖学実験実習

注1 上記すべての科目を履修すること。

注2 4年次前期までに履修しておくことが望ましい。

○ 学芸員となる資格の取得について

(学芸員の職務)

学芸員は、博物館法に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

(学芸員の資格)

学芸員となる資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、教育職員免許状のように、免許状を得るものとは異なる。

また、学芸員は、所要の要件を満たしている者が、博物館に任用されることによって学芸員となり得るものである。

なお、学芸員資格取得については、学芸員資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっている。詳細は、学生便覧の「P. ハイプロ12～13」を参照のこと。

(特定プログラム) <http://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/toku/>

○ 食品衛生監視員及び食品衛生管理者について

食品衛生監視員及び食品衛生管理者任用資格は、生物生産学部生物生産学科「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」の所定の科目を履修した者に授与されるものである。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置している市の市長及び特別区の区長が任用し、食品衛生法の規定に基づき、食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導の職務等を行なう官吏又は吏員のことをいう。国の食品衛生監視員は、検疫所における輸入食品の監視指導や地方厚生局における総合衛生管理製造過程の承認等を主として行なう。一方、自治体の食品衛生監視員は、保健所などにおける各自治体の所管地域の営業施設等への監視指導を行う。

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する営業者の施設において、その施設毎に設置が義務づけられている（食品衛生法第48条第1項）。その業務については、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、その食品又は添加物の製造又は加工に従事するものを監督し（食品衛生法第48条第3項より）、さらに、前項に定めるもののほか、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又は法律に基づく命令若しくは処分に係る違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、必要な注意をするとともに、営業者に対し必要な意見を述べなければならない（食品衛生法第48条第4項より）と定められている。

生物生産学科にあって、別表の「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」に定めた科目・単位数を履修した者は、卒業時に「食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得証明書」が交付される。

1 履修方法について

食品衛生監視員及び食品衛生管理者任用資格取得を希望する者は、別表のA群からD群でそれぞれ1科目以上、その単位の合計で22単位以上、かつ、E群の科目を含めての総単位数が40単位以上になるように履修しなくてはならない。ただし、*印のついた科目（微生物学入門、公衆衛生学、食品衛生学）は、必ず履修しなければならない。

2 「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」の登録について

コース分属（2年次前期末）の志望調査のときに、あわせて本養成課程の登録希望調査を行うこととする。

3 編入学生の前校が養成施設でない場合であって、本学部で単位認定したものについては、任用資格取得に必要な単位数として認めない。

別表

「食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程」に定める必要な科目，単位数

区 分	授 業 科 目	単 位
A 群 (化 学)	基礎化学実験	1
	基礎物理学実験	1
	食品品質評価学	2
	有機化学	2
	一般化学	2
B 群 (生 物 化 学)	生化学入門	2
	分子生物学入門	2
	基礎生物学実験Ⅰ	1
	基礎生物学実験Ⅱ	1
	種生物学	2
	細胞科学	2
	分子細胞生物学	2
	水族生化学	2
	食品生化学	2
	動物生理学	2
C 群 (微 生 物 学)	* 微生物学入門	2
	微生物機能学	2
	食品微生物学	2
D 群 (公衆衛生学)	* 公衆衛生学	2
	* 食品衛生学	2
計（A～D群）		22単位以上

* 印のついた科目は，必ず履修しなければならない。

区 分	授 業 科 目	単 位
E 群 (関 連 科 目)	水産食品化学	2
	動物栄養学	2
	生体高分子科学	2
	天然物有機化学	2
	生物化学工学	2
	酵素・蛋白質化学	2
	食品物理学	2
	食品物理化学	2
	水族生理学	2
	動物環境生理学	2
	植物バイオサイエンス入門	2
	植物栄養生理学	2
	生物環境学	2
	水族病理学	2
	動物生体機構学	2
	免疫生物学	2
	遺伝学	2
	動物遺伝育種学	2
	食品栄養学	2
	食品健康科学	2
	生物統計学	2
	食品機能学	2
	水産食品製造学実験実習	1
	畜産食品製造学実験実習	1
	農産食品学	2
	食品工学	2
	食品物性工学	2
	食品開発学	2
	食料生産管理学	2
	科学技術倫理学	2
	食料資源論	2
	食料循環経済学	2
合計（A～E群）		40単位以上

○ インターンシップについて

インターンシップとは、一般的には学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度です。大学内での授業から一歩離れ、実社会の動きの中でのものの見方、考え方を養うと同時に、一線で活躍する職業人との出会いや会話の中から見聞を広め、人格形成を図ることができます。

単位として認められているインターンシップには、以下の3つがあります。

1 「中山間地域・島しょ部連携インターンシップ」

- ・ 条件不利地域において、農漁業の現場を体験するインターンシップ（1単位）です。
- ・ 1～4年次生を対象として、大学から体験先の農場などに依頼を行い、年間を通して実施します。
- ・ 期間は4～7日間程度としています。
- ・ この科目を履修するためには、「中山間地域・島しょ部連携特別講座」を必ず履修してください。

2 「インターンシップⅠ」

- ・ 本学部の専門教育に近い分野の、食品関連企業や農漁業及び食品関連の研究・行政機関などで実施するインターンシップ（1単位）です。
- ・ 1～4年次生を対象として、大学から企業へ依頼を行って実施します。
- ・ 期間は5～10日間程度（夏季休業中）としています。

3 「インターンシップⅡ（広島大学全学インターンシップ）」

- ・ 広島大学全学で実施しているインターンシップ（1単位）です。本インターンシップについては、広島大学グローバルキャリアデザインセンターのホームページを参照してください。

（広島大学グローバルキャリアデザインセンターのホームページ）

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/kyaria/index.html>

インターンシップで研修することにより、大学で学んだ専門知識などが実社会において如何に役立っているのか認識するとともに、社会人としての自覚など人間形成において重要な学習の機会となりますので、積極的に参加してください。

インターンシップに関する諸手続の連絡は、「Myもみじ」や学部掲示板により行うので、参加を希望する者は特に注意してください。

なお、インターンシップに参加する場合は、参加期間中の傷害や賠償を保障する保険に必ず加入する必要がありますが、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」については、大学及び本学部が保険料を負担し、入学時に加入していますので、個人での加入は必要ありません。

○ 広島大学生物生産学部関連の附属施設

1 生物生産学部附属練習船豊潮丸

最新鋭の観測機器を数多く搭載し、電気モーターでスクリューを動かす「全電気推進システム」を採用した環境にやさしい最新鋭の練習船です。

総トン数256トン，全長40.5 m，幅8.5 m，深さ3.7 m，航海速力約12ノット，乗船定員32名（うち乗組員12名）の鋼船で，学生の実習（乗船，沿岸航法，魚撈等），外海における調査研究（一般海洋観測，生物採集調査）ならびに瀬戸内海の環境保全と海洋生物資源の有効利用に関する教育・研究を行います。

なお，基地は呉市宝町7番4号です。

2 恒温実験水槽棟，屋外実験水槽

恒温水槽室，培養室を備えた恒温実験水槽棟とコンクリート水槽及び濾過循環装置を備えた屋外実験水槽があり，水産動物の遺伝，生理，病理，栄養，行動生態，生化学等に関する研究に使用しています。

3 家畜環境制御実験棟，家禽・家畜舎

家畜環境制御実験棟は，環境調節室，無窓実験室，洗浄実験室，小動物飼育室，世代動物室，代謝室等からなり，家畜，家禽及び実験動物を環境制御の下で飼育し，各種の実習並びに実験研究に使用しています。

家禽・家畜舎は，産卵鶏室，交配室，大雛室，水禽室，中小動物飼育室等からなり，ニワトリ，ウズラ等の家禽及びメン羊，ブタ等の家畜を飼育し，各種の実習並びに実験研究に使用しています。

4 精密実験圃場，ガラス室・網室・温室，作物調査試験棟

植物の生育に関する試験研究や学生の実験実習を行う施設で，作物栽培や耕地土壌に関する研究を行う精密実験圃場，植物の水耕栽培・土壌ポット栽培を行うガラス室・網室・温室，種々の測定や実験材料の準備・処理を行う作物調査試験棟などから構成しています。温度・湿度を精密に制御できるグロースキャビネットも設備しています。

5 食品製造実験実習棟

水産練製品缶詰製造室，凍結乾燥実験室，調味配合室，畜肉製品製造室，乳製品製造室及び冷蔵冷凍庫等からなり，水産物，畜産物（肉，乳）の保蔵，加工・製造に関する実験実習及びこれら生物資源の利用研究に使用しています。

6 ラジオアイソトープ実験棟

各種のラジオアイソトープの測定機器等を具備し，動物，植物，微生物の代謝，生体反応，生体成分の生合成等に関する研究に使用しています。

7 工作機械実習棟

第1機械工作室（金工）、第2機械工作室（木工）からなり、機械加工などを利用して実験装置等の作成に寄与しています。また一部の学生実験実習にも使用しています。

8 生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター

中国山地から瀬戸内海までのフィールドを一体化した対象として捉え、自然環境及び社会との協調を図りつつ、陸域から水域までの持続的な生物・食料生産システムと効率的な循環型社会の創生に向けて、これら諸問題の最前線を担う包括的視野と能力を持つ人材の育成が急務でありました。

このため、「フィールドワーク」を重視した現場対応型、問題解決型の教育研究の充実を図る必要があり、独立した組織であった生物生産学部附属農場及び同附属水産実験所の各フィールド教育を統合・再編成し、生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターを平成15年度に新設しました。

瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターは、実地の間として次の二つのステーションがあります。

9 西条ステーション（農場）

大学キャンパスの東南部に位置し、総面積35ヘクタールを有し、乳牛、肉牛、ヒツジ、鶏などを研究や実習用に飼育しています。乳牛は、ホルスタイン種の搾乳牛30頭と子牛や育成牛などを20頭飼育し、肉牛は60頭程度飼育しています。西条ステーション（農場）は、家畜の生産・管理システムに関わる独自の研究・教育活動を行うとともに、畜産学並びに関連する学問分野の教育科目によって、多方面にわたる研究・教育活動に利用しています。

また、家畜の管理や飼料作物生産を実地で学ぶための農場実習も行っています。

10 竹原ステーション（水産実験所）

竹原市に位置し、研究・教育棟（3階建）、増殖実験飼育棟・精密実験飼育棟、屋外飼育水槽、海面網生簀並びに小型調査艇「からぬす丸」（14人乗り）などの施設・設備を備えています。

竹原ステーション（水産実験所）は、研究面では、瀬戸内海を主たる対象海域とする環境学、浮遊生物学、水産生物の資源学、生理学、生態学、増養殖学、魚病学、魚類・無脊椎動物の生化学など、多方面にわたる研究活動が行われ、水産学並びに関連する学問分野の発展、瀬戸内海の環境保全、地方産業の振興に寄与しています。

教育面では、主として、水産生物科学コースの学生を対象とする臨海生物生産学実習（夏期臨海実習）、各研究室担当の学生実験の一部、卒業論文実験をはじめ、大学院生物圏科学研究科博士課程前期・後期学生の実験・研究に活用しています。

学生生活について

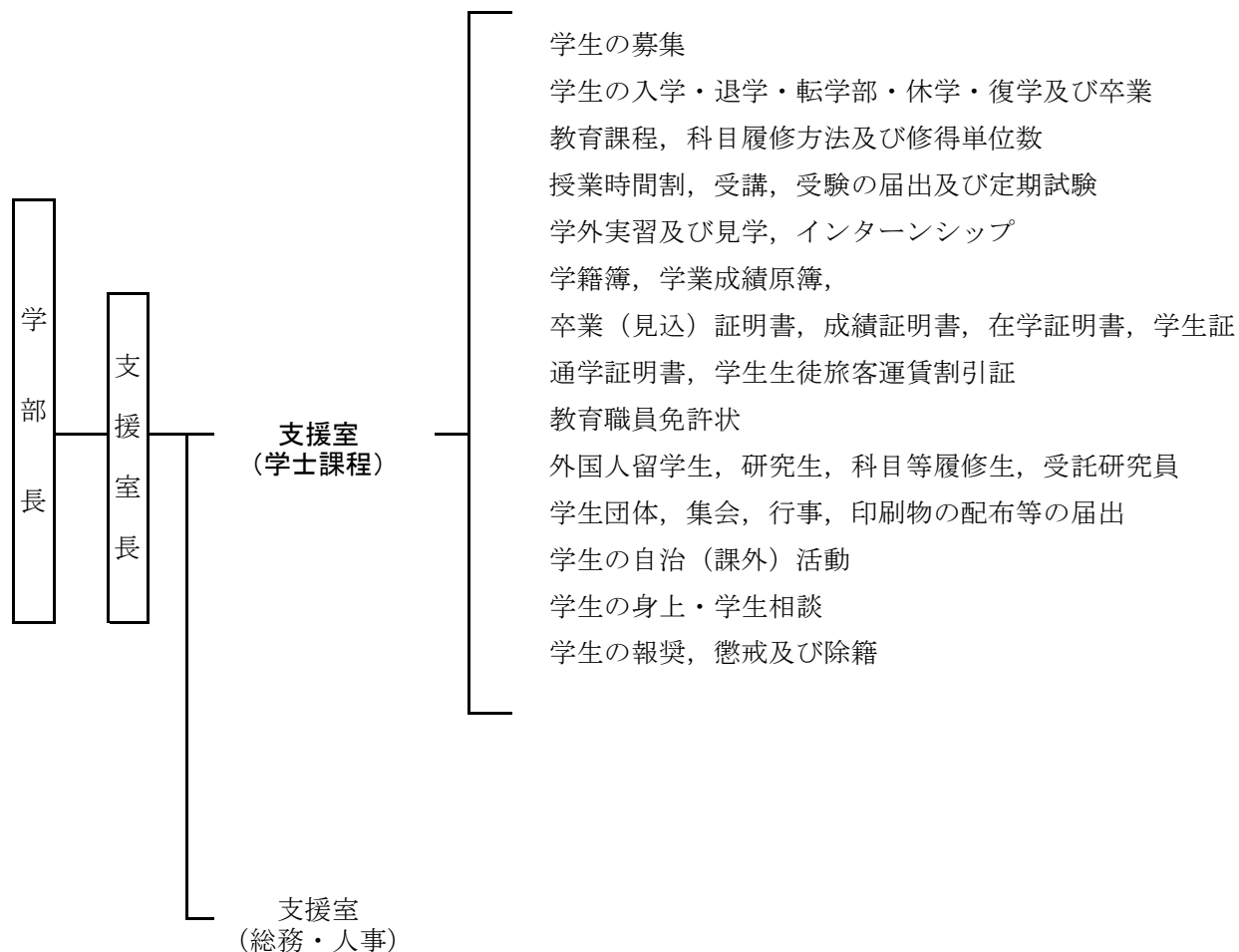
○ チューターについて

入学年度及びコースを単位として決まっており、学科課程の履修、修学、就職指導を始めとして大学生活全般、その他個人的な問題に至るまで広く諸般の相談に応じ、適切な助言・指導を行います。

コ ー ス	職 名	氏 名	部屋番号	内線番号	メールアドレス
生物圏環境学コース	教 授	実岡 寛文	B 1 1 1	7 9 1 7	saneoka@hiroshima-u.ac.jp
水産生物科学コース	准教授	富山 毅	A 2 1 4	7 9 4 1	tomiyama@hiroshima-u.ac.jp
動物生産科学コース	教 授	吉村 幸則	B 3 1 0	7 9 5 8	yyosimu@hiroshima-u.ac.jp
食 品 科 学 コ ー ス	教 授	浅川 学	A 8 0 4	7 9 3 0	asakawa@hiroshima-u.ac.jp
分子細胞機能学コース	准教授	船戸 耕一	A 7 1 3	7 9 2 5	kfunato@hiroshima-u.ac.jp

○ 事務機構と分担事務の内容

(注) 主として学生に関係のあるものを掲載



- 授業料免除，奨学金，学生教育研究災害傷害保険等請求手続，課外活動，学生宿舎等
…学生生活支援グループ（学生プラザ3階）
- 定期健康診断，健康相談，カウンセリング等
…保健管理センター
- 就職情報，インターンシップ，キャリア相談，大学運営支援業務（学内アルバイト）紹介等
…グローバルキャリアデザインセンター（学生プラザ2階）

○ 学 生 生 活 等 に つ い て

1 掲示及び連絡方法

本学では、学生への伝達・連絡事項は「My もみじ」（学生情報の森「もみじ」）と学部の掲示板により行いますので、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。確認しなかったことにより思いもかけぬ不利益を被ることがあるので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんは既に周知しているものとして処理しますので、見落としや誤解のないようにしてください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは、友人等に依頼しておくなどの方法により、遺漏のないようにしてください。

また、教養教育科目を受講している人は、総合科学部の「掲示板」を、他学部の授業を受講している人は、当該学部の「掲示板」も十分注意しておいてください。

家族・知人等より電話で依頼があっても、誤解を生じないためにも応じられません。必要な要件は、掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお、学生が学部の掲示板を利用したい場合は、あらかじめ支援室（学士課程）に申し出て「学生用掲示板」を使用してください。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任をもって撤去するようにしてください。

ただし、以下のいずれかに該当する場合及び重要な事項は、各学部の掲示板にも掲示します。

1. 履修登録期間中
2. 新入生（4月入学）・編入学生に対する掲示 → 4月末日まで
3. 「My もみじ」が正常に稼働しない場合

2 学生証及び住所届

（1）学生証（ＩＣカード身分証）

学生証は常に携帯し、証明書を受領するときに職員の要求があれば提示してください。また、試験の際は学生証を必ず携帯し、教員の指示により机上の見えやすいところにおいてください。

学生証の有効期間は、学部生は修業年限（４年）の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は、発行の日から当該年度の末日までです。

更新を要する学生は、年度当初に最近３か月以内に撮影した、写真１枚（縦４.0cm×横３cm、正面上半身・無帽、色眼鏡不可、裏面に学生番号・氏名を記入）を支援室（学士課程）に提出してください。また、学生証を紛失又は汚損したときは「学生証再交付願」を支援室（学士課程）で受け取り、所要事項を記入後、提出し学生証の交付を受けてください。

なお、有効期間を経過した学生証は、速やかに支援室（学士課程）へ返却してください。

※「広島大学学生証取扱細則」及び「履修登録・試験及び成績」も参照してください。

（2）住所届

住所の届け出は必ず行ってください。年度途中に住居・メールアドレス・携帯電話の番号を変更したときは、その都度提出してください。重要・緊急な連絡等を行う場合に必要となり、緊急時の連絡ができません。そのために、不利益を被っても責任は負いません。

3 ロッカー

本学部は、学生の利用に供するためＣ棟２階学生ロッカー室に学生ロッカーを設置していますので、ロッカーを使用したいときは、支援室（学士課程）で使用許可を受けてください。

なお、ロッカー内には、危険物・貴重品を入れないでください。

※（生物生産学部ロッカー使用要領参照）

4 私の提案箱

本学部では、皆さんからの要望や意見を聞くために、「私の提案箱」を支援室（学士課程）出入

り口に設置しています。

学部の施設設備，学部教育・研究活動及び教職員に対しての，意見・改善要望・感想を，書式は問いませんので，できるだけ自分のお名前を記名して，意見を述べてください（無記名でも結構です）。ただし，個別の教員や事務員に対する誹謗中傷はご遠慮ください。皆さんの意見や意見・改善要望・感想については，可能なものから改善を進め，皆さんとともに私たちの学部をより良くしていきたいと考えています。

5 なんでも相談窓口

「修学上の悩み」，「生活上の悩み」，「覚えのない請求書」等の相談は，学生生活支援グループ（学生プラザ3階）内の「なんでも相談窓口」に連絡してください。

※（相談場所は別冊の「学生生活の手引」参照）

6 遺失物・取得物

（1）遺失物

遺失者（持ち物を失くした人）は，直ちに1年次生は総合科学部支援室（学士課程）で，2年次生以上は本学部の支援室（学士課程）に届け出るとともに，最寄りの警察署にも届け出てください。

必要があれば，関係金融機関への連絡も行ってください。

（2）取得物

取得者（持ち物を拾った人）は，最寄りの学部の支援室（学士課程）へ届け出てください。

7 防犯等への注意

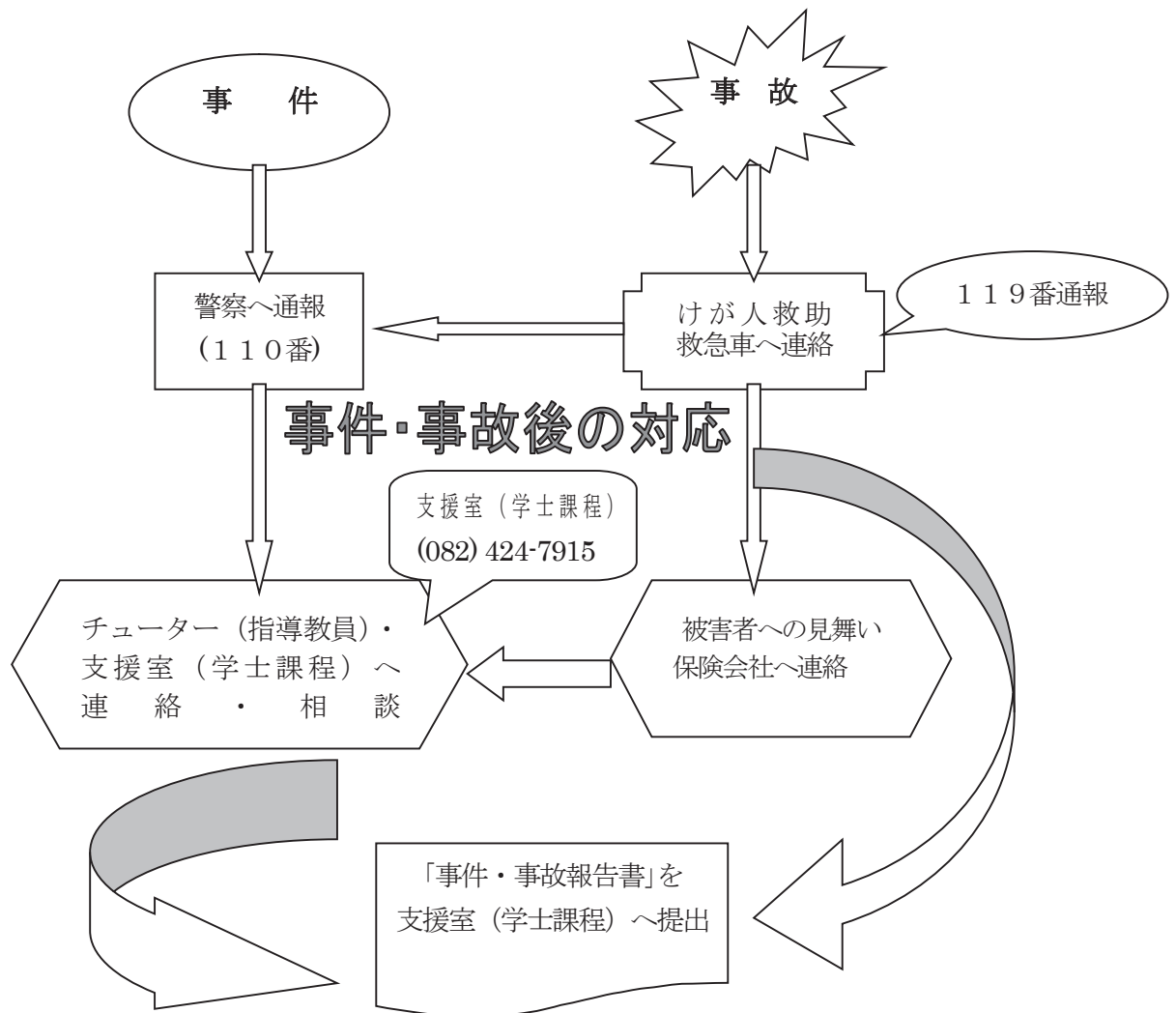
学生は常日頃から，盗難に遭わないように，貴重品は各自で管理するとともに，夜間は複数で行動するなど，十分な注意が必要です。万一，被害に遭ったときは，直ちに最寄りの警察に通報するとともに，支援室（学士課程）に連絡してください。

8 その他

各種証明書，各種申請及び届出，授業料免除，授業料納付，各種奨学金，就職，保険，カウンセリング等については，別冊の「学生生活の手引」に記載していますので，熟読しておいてください。

○ 事 件 ・ 事 故 の 対 応 に つ い て

事件・事故が起きたら



事件や交通事故にあった場合は、警察等に連絡するとともに、必ずチューター（指導教員）及び支援室（学士課程）に連絡してください。チューター（指導教員）の連絡先は、各自で確認し、下表に記録しておいてください。

<学生控え>

チューター（指導教員） 氏 名	連 絡 先
	(TEL) _____

○ 生物生産学部学生用ロッカー使用要領

- 第1 学生の利用に供するためC棟2階学生ロッカー室に学生ロッカーを置く。
- 第2 ロッカーは学部学生生活委員会が管理し、貸出等に係る事務は支援室（学士課程）が代行する。
- 第3 ロッカーを使用できる期間は、次のとおりとする。
学部2年次から3年次後期終了日（3月31日）までとする。
第3年次編入学生は入学後3年次後期終了日（3月31日）までとする。
- 第4 ロッカーの使用を希望する者は、別紙使用願を支援室（学士課程）に提出し許可を受けなければならない。
2 前項により使用を許可された者には、使用許可書を交付する。
- 第5 使用者が、退学、及び使用の必要がなくなったときは、速やかにロッカー内部を全て片付け、支援室（学士課程）に返却しなければならない。
その際には支援室（学士課程）職員が立会うものとする。
- 第6 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。
（1）使用許可のロッカーには施錠し、自ら責任をもって盗難に注意すること。
（2）ロッカーの配置場所の移動、及び使用者交互に貸借することを禁ずる。
（3）ロッカー内の整理整頓に心がけ危険物・貴重品は入れないこと。
（4）落書きしたり、ステッカー等を貼らないこと。
（5）支援室（学士課程）が必要と認めた場合、ロッカー内を点検することを承知する。
- 第7 使用者がロッカーを損傷したときは、直に支援室（学士課程）に届出なければならない。
2 前項の場合、使用者は支援室（学士課程）の指示により速やかに修理又は弁償しなければならない。
- 第8 使用者がこの要領に違反したときは、学部長はロッカーの使用許可を取り消すことがある。

—別紙様式略—

諸 規 則

○広島大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)

広島大学学則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)
- 第 2 章 教育研究組織(第 6 条―第 18 条)
- 第 3 章 運営組織(第 19 条―第 27 条)
- 第 4 章 その他(第 28 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。)に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 前条に規定する国立大学法人広島大学及び広島大学は、別段の定めがある場合を除き、総称して広島大学(以下「本学」という。)という。

(事務所の所在地)

第 3 条 本学は、主たる事務所を広島県東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号に置く。

(理念)

第 4 条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たな知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

(自己点検・評価)

第 5 条 本学は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 109 条第 1 項の規定に基づき、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づき、前項に規定する自己点検・評価に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価(以下この条において「認証評価」という。)を受けるものとする。

3 本学は、学校教育法第 109 条第 3 項の規定に基づき、前項に規定する認証評価のほか、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

4 第 1 項に規定する自己点検・評価並びに第 2 項及び前項に規定する認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 教育研究組織

(学部)

第 6 条 本学に、次の学部を置く。

- 総合科学部
- 文学部
- 教育学部
- 法学部
- 経済学部
- 理学部
- 医学部
- 歯学部
- 薬学部
- 工学部
- 生物生産学部

(大学院)

第 7 条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科及び研究院を置く。

- 総合科学研究科
- 文学研究科
- 教育学研究科
- 社会科学研究科
- 理学研究科
- 先端物質科学研究科
- 医歯薬保健学研究科
- 工学研究科
- 生物圏科学研究科
- 国際協力研究科
- 法務研究科
- 医歯薬保健学研究院
- 工学研究院

3 大学院に、履修上の組織としてリーディングプログラム機構を置く。

(専攻科)

第 8 条 本学に、次の専攻科を置く。

- 特別支援教育特別専攻科

(学部の実施)

第 9 条 次の表の左欄に掲げる学部の教育研究の実施に当たっては、それぞれ同表の右欄に掲げる研究科及び研究院(以下この条において「研究科等」という。)が協力するものとする。

学部名	協力する研究科等名
総合科学部	総合科学研究科
文学部	文学研究科
教育学部	教育学研究科
法学部	社会科学研究科
経済学部	社会科学研究科
理学部	理学研究科，先端物質科学研究科
医学部	医歯薬保健学研究院
歯学部	医歯薬保健学研究院
薬学部	医歯薬保健学研究院
工学部	先端物質科学研究科，工学研究院
生物生産学部	生物圏科学研究科

(附置研究所)

第 10 条 本学に、原子爆弾その他の放射線による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究のため、附置研究所として原爆放射線医科学研究所を置く。

- 2 原爆放射線医科学研究所に、研究部門及び研究センターを置く。
- 3 原爆放射線医科学研究所は、大学の教員その他の者で原爆放射線医科学研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(病院)

第 11 条 本学に、医学及び歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて地域医療の向上に寄与するため、医療に関する教育研究施設として病院を置く。

- 2 病院に、診療科及び中央診療施設を置く。
- 3 病院に、薬剤部、看護部及び診療支援部を置く。

第 11 条の 2 病院に、東広島地区における歯学に係る診療の場として機能するとともに、診療を通じて東広島地域の歯科医療の向上に寄与するため、歯科診療所を置く。

- 2 歯科診療所に關し必要な事項は、病院が定める。

(図書館)

第 12 条 本学に、図書館を置く。

(教養教育本部)

第 12 条の 2 本学に、教養教育に係る企画・評価・改善を推進し、教養教育を円滑に実施するため、教養教育本部を置く。

(学部等附属の教育研究施設)

第 13 条 次の表の左欄に掲げる学部、研究科及び附置研究所(以下この条において「学部等」という。)に、右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設(以下この条において「附属施設」という。)を置く。

学部等名	附属施設名
薬学部	薬用植物園
生物生産学部	練習船豊潮丸
教育学研究科	幼年教育研究施設，教育実践総合センター，特別支援教育実践センター，心理臨床教育研究センター
社会科学研究科	地域経済システム研究センター
理学研究科	臨海実験所，宮島自然植物実験所，両生類研究施設，植物遺伝子保管実験施設，理学融合教育研究センター
医歯薬保健学研究科	先駆的看護実践支援センター，先駆的リハビリテーション実践支援センター
生物圏科学研究科	瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター
法務研究科	リーガル・サービス・センター
原爆放射線医科学研究所	被ばく資料調査解析部

- 2 附属施設に關し必要な事項は、当該学部等が定める。

(全国共同利用施設)

第 14 条 本学に、全国共同利用施設として、放射光科学研究センターを置く。

- 2 放射光科学研究センターは、大学の教員その他の者で放射光科学研究センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(中国・四国地区国立大学共同利用施設)

第 15 条 本学に、中国・四国地区国立大学共同利用施設として、西条共同研修センターを置く。

(学内共同教育研究施設等)

第 16 条 本学に、学内共同教育研究施設として、次の施設を置く。

ナノデバイス・バイオ融合科学研究所
高等教育研究開発センター
情報メディア教育研究センター
自然科学研究支援開発センター
国際センター
産学・地域連携センター
教育開発国際協力研究センター
保健管理センター
平和科学研究センター
環境安全センター
総合博物館
北京研究センター
宇宙科学センター

外国語教育研究センター
文書館
スポーツ科学センター
HiSIM 研究センター
先進機能物質研究センター
現代インド研究センター
サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

- 2 本学に、学内共同利用施設として、ハラスメント相談室を置く。
(附属学校)

第 17 条 本学に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園
附属三原幼稚園
附属小学校
附属東雲小学校
附属三原小学校
附属中学校
附属東雲中学校
附属三原中学校
附属福山中学校
附属高等学校
附属福山高等学校

(教育研究活動等)

- 第 18 条 第 6 条から前条までに規定する教育研究組織における教育研究活動及び管理運営
に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 運営組織

(役員)

第 19 条 本学に、役員として、学長、理事 7 人以内及び監事 2 人を置く。

第 20 条 学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する。

- 2 学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第 24 条に定める役員会の議を経なければならぬ。

- (1) 中期目標についての意見(法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

- 3 理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 監事は、本学の業務を監査する。

- 5 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 21 条 本学に、教員、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

- 2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第 22 条 本学に、教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、副学長を置く。

- 2 副学長は、理事をもって充てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事でない副学長を置くことができる。

- 4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第 23 条 本学に、学長の指示する特定の業務等を遂行するため、学長補佐を置く。

- 2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第 23 条の 2 本学に、学長及び理事を補佐するため、副理事を置く。

- 2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第 24 条 本学に、重要事項について審議するため、役員会を置く。

- 2 役員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 25 条 本学に、経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 26 条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の運営組織)

第 27 条 第 19 条から前条までに規定するもののほか、運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 その他

(雑則)

第 28 条 この学則に定めるもののほか、本学の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 9 月 16 日規則第 79 号)
この規則は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、
広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとす
る。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」と
いう。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるととも
に、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に
富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。
(収容定員)

第 3 条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部
薬学科にあつては、6 年とする。

第 5 条 第 52 条の 2 に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本
学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修した
と認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年
限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の 2 分の 1 を超え
ないものとする。

(在学年限)

第 6 条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在
学年限は、8 年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12 年とする。

3 工学部の在学年限は、6 年とする。

(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 8 条 学年は、前期及び後期の 2 期に分け、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
(休業日)

第 9 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで
- (4) 夏季休業 8 月 11 日から 9 月 30 日まで
- (5) 冬季休業 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章 入学
(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。
(入学資格)

第 11 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあつては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 4,000 円(夜間主コースにあつては 2,200 円)とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)とする。

3 第 1 項の規定は、第 14 条、第 18 条又は第 38 条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000 円(夜間主コースにあつては 18,000 円)とする。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。
(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者
- (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願ひ出た者
- (3) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前 2 項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学科 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000 円)を納付しなければならない。

(入学科の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。
(第 1 年次に入学者の既修得単位等の認定)

第 31 条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学者が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 休学及び退学
(休学)

第 32 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上学修できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。

3 前 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 17 条第 9 号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

4 前項の休学期間は、引き続き 4 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第 33 条 休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。
(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。
第 6 章 転学部、転学科及び転学
(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。
(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍
(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。
(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学科の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学科料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

第 47 条 授業料の年額は、535,800 円(夜間主コースにあつては 267,900 円)とする。ただし、第 22 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

- (1) 特別の事情により期の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
- (2) 学年の途中で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第 2 項に定める各期の納付期日
- (3) 月割分納を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
- (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第 1 項に定める授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第 1 項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第 1 項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。))については、この通則の施行後もおおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004
平成 32 年度		1,175	9,989
平成 33 年度		1,160	9,974
平成 34 年度		1,145	9,959

平成 35 年度		1,130	9,944
平成 36 年度		1,120	9,934

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420

	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総 計		2,343	80	9,924

○広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 13 条)

第 2 章 入学(第 14 条―第 24 条)

第 3 章 教育課程(第 25 条―第 36 条)

第 4 章 休学, 退学及び転学(第 37 条―第 39 条)

第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条―第 42 条)

第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条―第 48 条)

第 7 章 授業料(第 49 条)

第 8 章 特別研究学生(第 50 条―第 52 条)

第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条―第 54 条の 3)

第 10 章 教員組織(第 55 条)

第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき, 広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は, 広島大学の理念に立脚し, 学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより, 世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に, 修士課程, 博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は, 前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は, 修士課程として取り扱うものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず, 教育研究上必要がある場合においては, 博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第 4 条 本学大学院の各研究科に, 次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

学習科学専攻(博士課程前期)

特別支援教育学専攻(博士課程前期)

科学文化教育学専攻(博士課程前期)

言語文化教育学専攻(博士課程前期)

生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育開発専攻(博士課程前期)

学習開発専攻(博士課程後期)

文化教育開発専攻(博士課程後期)

教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)
機械システム工学専攻
機械物理工学専攻
システムサイバネティクス専攻
情報工学専攻
化学工学専攻
応用化学専攻
社会基盤環境工学専攻
輸送・環境システム専攻
建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)
生物資源科学専攻
生物機能開発学専攻
環境循環系制御学専攻
国際協力研究科(博士課程)
開発科学専攻
教育文化専攻
法務研究科(専門職学位課程)
法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該

標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者をさせる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学)を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者をさせる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの
 - (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (入学出願手続)

第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。
(入学試験)

第19条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。
(合格者の決定)

第20条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。
(入学手続)

第21条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学科282,000円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第 26 条 本学大学院の授業の方法については通則第 19 条の 2 の規定を、単位数の計算の基準については通則第 19 条の 3 の規定を準用する。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、か

つ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。

ただし、第 16 条第 2 号から第 8 号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 28 条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第 29 条 単位の授与については、通則第 19 条の 4 の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第 30 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 31 条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 32 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 33 条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第 24 条の規定を準用する。(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 34 条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の

教授会の議を経て、10単位(法務研究科にあっては30単位。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(法務研究科にあっては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。
(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(法務研究科にあっては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れ

た研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。))については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

- 2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあつては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

第8章 特別研究学生

(特別研究学生)

第50条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

- (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

- 3 既納の授業料は、返還しない。

- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 保健学研究科、医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17	
	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	
	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法務研究科の法務専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度及び平成 28 年度にあつては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	
		収容定員	
		平成 27 年度	平成 28 年度
法務研究科	法務専攻	132	120
	計	132	120
総 計		2,166	2,154

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33

	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	36	108	—	—
	計	36	108	—	—
総計		1,053	2,142	490	1,567

○広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 4 号)

(全部改正)

広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を施すことを目的とする。

(専攻及びコース)

第 3 条 特別専攻科に、次の専攻及びコースを置く。

特別支援教育専攻

知的障害教育領域コース

特別支援教育コーディネーターコース

(学生定員)

第 4 条 特別専攻科の入学定員は、30 人とする。

(修業年限)

第 5 条 特別専攻科の修業年限は、1 年とする。

(在学年限)

第 6 条 特別専攻科の在学年限は、2 年とする。

(学年、学期及び休業日)

第 7 条 特別専攻科の学年、学期及び休業日については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 7 条から第 9 条までの規定を準用する。

(入学)

第 8 条 入学は、学年の始めとする。

第 9 条 知的障害教育領域コースに入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

第 10 条 特別支援教育コーディネーターコースに入学できる者は、視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状を有する者とする。

第 11 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法は、特別専攻科が定める。

(教育課程及び履修方法)

第 12 条 教育課程は、別表のとおりとする。

第 13 条 特別専攻科の学生は、所定の授業科目を履修し、30 単位以上を修得しなければならない。

(休学及び退学)

第 14 条 休学については、通則第 32 条(第 2 項ただし書を除く。)から第 34 条までの規定を準用する。

第 15 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(賞罰)

第 16 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

2 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 17 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

(修了)

第 18 条 特別専攻科は、特別専攻科に 1 年以上在学し、別表に規定する 30 単位以上を修得した者には、修了を認定する。

(修了証書)

第 19 条 学長は、特別専攻科において修了の認定を受けた者には、修了証書を授与する。

(教育職員免許状)

第 20 条 修了を認定された者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定めるところにより、次の表に掲げる特別支援学校教員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

コース	免許状の種類
知的障害教育領域コース	特別支援学校教諭一種免許状

	(知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)
特別支援教育コーディネーターコース	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域)

(検定料、入学料及び授業料)

第 21 条 検定料の額は 16,500 円、入学料の額は 58,400 円、授業料の額は 273,900 円とし、その納付手続等については、検定料は通則第 12 条第 1 項の規定を、入学料は通則第 16 条から第 16 条の 3 までの規定を、授業料は通則第 47 条第 2 項から第 50 条までの規定を準用する。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

第 22 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料及び入学料の返還については通則第 17 条第 2 項(第 1 号及び第 2 号を除く。)の規定を、授業料の返還については通則第 51 条第 2 項の規定を準用する。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(管理運営)

第 23 条 特別専攻科の管理運営の方法については、特別専攻科が定める。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、特別専攻科の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 29 号)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年度以前に入学した学生教育課程については、この規則による改正後の広島大学特別支援教育特別専攻科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第 12 条関係)

知的障害教育領域コース 教育課程

科目区分	授業科目	開設単位 数		要修得単位 数
		前期	後期	
基礎理論に関する科目	特別支援教育概論	②		2
心理、生理及び病理に関する科目	大脳生理・病理概論	2		6
	知的障害心理・生理・病理概論	②		
	知的障害アセスメント論Ⅰ	2		
	知的障害アセスメント論Ⅱ		2	
	肢体不自由心理・生理・病理概論	②		
教育課程及び指導法に関する科目	病弱心理・生理・病理概論	②		15
	知的障害教育課程概論	②		
	知的障害指導法概論	②		
	知的障害授業法概論	②		
	肢体不自由指導法概論	②	②	
	病弱指導法概論		①	
	視覚障害指導法概論		①	
	聴覚障害指導法概論		①	
	LD 等指導法概論	②		
	重複障害指導法概論	①		
発展科目	特別支援教育実践演習	2		
	知的障害職業教育実践論	2		
	特別支援教育臨床演習	2		
	知的障害キャリア教育総論	2		
教育実習	教育実習		③	3
特別研究	特別研究基礎演習Ⅰ	①		4
	特別研究基礎演習Ⅱ		①	
	特別研究		②	
計				30

注 1：開設単位数欄の○印は、必修を示す。

注 2：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

特別支援教育コーディネーターコース 教育課程

科目区分	授業科目	開設単位数		要修得単位 数	
		前期	後期	必修	選択
必修科目	特別支援教育論	2		14	
	特別支援教育コーディネーター論	2			
	コミュニケーション障害指導法特論		2		
	重複障害教育方法論	2			
	LD 等教育支援方法論		2		

		特別支援教育研究Ⅰ	1			
		特別支援教育研究Ⅱ		1		
		特別支援教育特別研究	2			
選択必修科目	視覚障害教育領域	視覚障害教育方法論Ⅰ	2		6	10
		視覚障害教育方法論Ⅱ		2		
		視覚障害診断・評価法		2		
	聴覚障害教育領域	聴覚障害教育方法論Ⅰ	2			
		聴覚障害教育方法論Ⅱ		2		
		聴覚障害診断・評価法		2		
	知的障害教育領域	知的障害教育方法論Ⅰ	2			
		知的障害教育方法論Ⅱ		2		
		知的障害診断・評価法	2			
選択科目		肢体不自由教育方法論	2			
		病弱教育方法論		2		
発展科目		特別支援教育コーディネーター実践演習	2			
		特別支援教育コーディネーター臨床演習	2			
		特別支援教育ファシリテーション演習	2			
計					30	

注１：選択必修科目は、視覚障害教育領域、聴覚障害教育領域又は知的障害教育領域のいずれか一つの領域から６単位を修得すること。

注２：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

○広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外的高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。))へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。))の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

- 2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。
- 3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。))又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。))
 - (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
 - (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。))と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第 2 章 派遣学生
(取扱いの要件)

第 3 条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。))の議を経て、学長が行う。

3 第 1 項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。
(出願手続)

第 4 条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。
(派遣の許可)

第 5 条 派遣学生の願い出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第 6 条 派遣学生の履修期間は、1 学期又は 1 学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して 2 年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第 7 条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第 8 条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から 1 月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第 9 条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

- 2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。
- 3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。
- (派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

- 第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。
- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。
- (出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。))の学生にあつては第4号を除く。))に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
 - (2) 在学証明書及び成績証明書
 - (3) 所属大学等の長の推薦書
 - (4) 医師の健康診断書
- (受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「専門学校」という。)の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。
- (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 4 既納の授業料は、返還しない。
- (費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雑則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成25年11月19日規則第94号)

この規則は、平成25年11月19日から施行する。

○広島大学学位規則

(平成16年4月1日規則第8号)

広島大学学位規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 学位授与の要件及び専攻分野(第2条・第3条)

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第4条―第10条)

第4章 博士の学位授与等(第11条―第14条)

第5章 雑則(第15条―第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第46条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第46条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前2項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第4条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし、2通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。))に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。
(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術

	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第 3(第 3 条第 3 項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

別記様式第 1 号(第 16 条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式
(大学を卒業した場合)

		割 印	
		第	号
卒業証書	学位記		
氏名			
年 月 日生			
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学 士(「専攻分野」)の学位を授与する			
年 月 日			
広島大学〇〇学部長		印	
広島大学長		印	

別記様式第 2 号(第 16 条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(大学院の課程(博士課程リーダー育成プログラム及び専門職学位課程を除く。)を修了した
場合)

		割 印	
		第	号
学位記			
氏名			
年 月 日生			
修士課程 博士課程前期 博士課程			
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の を修了したので修(博)士(「専攻分 野」)の学位を授与する。			
年 月 日			
広島大学		印	

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

学位記		第	割印	号
氏名		年	月	日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程(〇〇プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。				
年		月	日	
広島大学		印		

別記様式第4号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(専門職学位課程を修了した場合)

学位記		第	割印	号
氏名		年	月	日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇博士(専門職)の学位を授与する。				
年		月	日	
広島大学		印		

別記様式第5号(第16条関係)

学位記		第	割印	号
氏名		年	月	日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。				
年		月	日	
広島大学		印		

備考 第6条第4項の規定により各研究科が定める年限内に学位論文を提出した者に授与する学位記の様式は、この様式中「試問」を「試験」に代えたものとする。

別記様式第6号(第16条関係)

第2条第3項の規定により授与する学位記の様式

(学位論文提出による場合)

学位申請書		年	月	日
氏名		印		
貴学学位規則第4条第3項の規定に基づき学位論文、論文要旨、履歴書及び審査手数料〇〇〇円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。				

別記様式第7号(第16条関係)

学位申請書添付書類の様式

イ 論文目録の様式

(表紙)

論文目録
学位申請者
氏名 印

備考 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

題目	公表の方法	公表年月日	冊数
学位論文			
.....			
.....			
参考論文			
1			
.....			
2			
.....			

備考

- (1) 論文題目が外国語の場合は、和訳をつけて、外国語、日本語の順序で列記すること。
- (2) 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。
- (3) 学位論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法及び時期を記載すること。
- (4) 論文の要旨は、400字詰原稿用紙10枚以内とすること。
- (5) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

ロ 第4条第3項の規定による履歴書の様式

履歴書	
本籍(都道府県名)	
現住所	
	氏名
	年 月 日生
	学歴
年	月 日
年	月 日
	職歴
年	月 日
年	月 日
	研究歴
年	月 日
年	月 日
	賞罰
上記のとおり違いありません。	
年 月 日	
	氏名 印

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成16年4月1日規則第9号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第16条の2第3項及び第48条第3項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第49条第4項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第21条第1項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第22条第3項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前1年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第1号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第3条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第2号)に前条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除

を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
- (2) 10月入学者 当該年度の2月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第12号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

- (2) その他学長が必要と認める書類
(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。
(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。
(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額
(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
(3) 授業料又は入学科未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
(2) 行方不明の場合
(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

- (1) 前期分 当該年度の8月末日
(2) 後期分 当該年度の2月末日
(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。
(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。
(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。
3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学科及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条第2項関係)

別記様式第 3 号(第 5 条第 2 項関係)

授 業 料 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部
研究科
専攻科

※ 学科・課程・類(系)
※ 修士・博士前期・博士後期・博士
※ 専門職学位

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年
フリガナ
氏 名 学生番号

平成 年度 期分の授業料免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたし
ます。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

休 学 歴	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()

別記様式第 4 号(第 8 条第 2 項関係)

授 業 料 月 割 分 納 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部
研究科
専攻科

※ 学科・課程・類(系)
※ 修士・博士前期・博士後期・博士
※ 専門職学位

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年
フリガナ
氏 名 学生番号

平成 年度 期分の授業料月割分納を許可くださるよう関係書類を添えて申請いた
します。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(月割分納申請をするに至った理由)

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。

3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。

4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部長の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第 9 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第 3 号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第 1 項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第 10 条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 29 条及び第 30 条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第 11 条 第 6 条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 2 項に規定する認定単位数等に含まれるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第 12 条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 27 年 2 月 6 日 一部改正)

1 この細則は、平成 27 年 2 月 6 日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成 24 年度入学生から適用する。

別表(第 3 条関係)

(略)

別記様式第1号(第5条関係)

大学院授業科目早期履修申請書

平成 年 月 日

(履修を希望する研究科の長)

広島大学 長 殿

(申請者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科の下記授業科目を履修したいので、御許可願います。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

申請者の履修計画・目的等

所属学部のチューター・指導教員・学科長等の所見

教員名

印

本学部所属の上記申請者が、貴研究科の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め、推薦いたします。

平成 年 月 日

(所属学部の長)

広島大学 長

※「氏名」は、必ず申請者本人が自署すること。

※ 履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類(GPA含む。)を、所属学部の学生支援室で添付します。

※ 記入された個人情報、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

別記様式第2号(第7条関係)

大学院授業科目早期履修通知書

(申請者)

所属学部

学生番号

氏 名

上記申請者の〇〇研究科における早期履修について、下記のとおり審査結果を通知する。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	許可・不許可の別	備考

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学 長 印

- (注) 1. 履修が許可された授業科目については、本研究科で履修登録を行います。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合は、必ず履修手続期間中に本研究科の学生支援グループに申し出てください。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行った場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、本研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。

別記様式第3号(第9条関係)

大学院授業科目早期履修取消・変更届

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学

長 殿

(届出者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科で早期履修を許可されている下記の授業科目について、履修科目の取消し・変更をお願いいたします。

記

履修科目の取消しをする授業科目

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

取消理由

履修科目の変更をする授業科目 ※履修科目の取消しのみの場合は、記載不要

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	承諾印

(注) 1. 履修手続期間中に届出をしてください。なお、届出の際は、大学院授業科目早期履修通知書を持参してください。

2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合に限り、履修科目の取消しを認めることができる。

3. 2に基づき履修科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、履修を許可された研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。なお、その場合は、履修を希望する授業科目の担当教員に予め押印(サイン可)により承諾を得てください。

4. 記入された個人情報は、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則
(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則
(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。
(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

学生番号
氏名

平成 年 月 日

広島大学

長 印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学院・研究科名						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第 9 条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはいできない。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 20 日 一部改正)

1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

チューター印	
--------	--

転学部願

広島大学長 殿

学部

学生番号

氏名

年 月 日生

私こと、下記のとおり転学部したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

転学部希望日 平成 年4月1日

希 望 学 部 学部

学科・類

専攻・コース

プログラム

理由(詳細)

平成 年 月 日

本人氏名

父母等氏名

現住所

電話

- (注) 1. 「父母等氏名」は、父母又はこれに代わる者とするこ
と。外国人留学生は、日本国内に在住する者とするこ
と。
2. 「氏名」欄及び「本人氏名」欄は、必ず願出者本人が
自署し、「父母等氏名」欄は必ず父母等本人が自署する

別記様式第2号(第4条第3項関係)

調 査 書

学 生 番 号										
ふりがな										
氏 名	年 月 日生									男 女
所 属	学 部		学科・類			専攻・コース プログラム				
志 望	学 部		学科・類			専攻・コース プログラム				
入 学 前 の 学 歴	昭和・平成		高等学校 年 月卒業		所在地		都道 府県		市 郡	
					所在地		都道 府県		市 郡	
					所在地		都道 府県		市 郡	
在 学 中 の 異 動 (休 学 ・ 改 姓 等)	事	項	期	間	事	由				
父 母 等	氏 名					続柄				
	住 所	(〒) TEL ()								
趣味特技										
総合所見	チューター氏名 印									

入 学 試 験 成 績										
選抜の種類				成績順位				受験番号		
一般選抜(前期日程・後期日程) 広島大学AO選抜 (総合評価方式Ⅰ型,Ⅱ型,Ⅲ型) (フェニックス方式) (対象別評価方式)				人 中 位						
試 験	国 語	地 歴	公 民	数 学	理 科	外国語	実 技	小論文 総合問題 面接	合計点	調査書 評定平均 値
大学入試 センター 試験										
一般選抜										
広 島 大 学AO選 抜	第 1 次 選 考				第 2 次 選 考					

(注) 1 広島大学AO選抜の第1次選考及び第2次選考の欄については、審査内容、評価等を記入すること。

2 この調査書には、本学での学業成績表を添付すること。

○広島大学大学院共通授業科目に関する細則
(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則
(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。
(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。
2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。
(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。
2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。
(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。
(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則
この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 27 年 2 月 24 日 一部改正)
この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等
基礎	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
	ブレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
	人文社会系キャリアデザインⅠ(キャリア理論)	1	グローバルキャリアデザインセンター
	人文社会系キャリアデザインⅡ(キャリア開発)	1	
	理工系キャリアデザイン1(コミュニケーション、プレゼンテーション)	1	
	理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1	
	ストレスマネジメント	2	
	実務マネジメントーキャリア開発の視点からー	1	
	リーダーシップ手法ーキャリア開発の視点からー	1	
	長期インターンシップ	2	
	論文英語修辞学	2	ライティングセンター
	科学者のためのプレゼンテーション術	2	
	文明共存論	2	総合科学研究科
	英米社会論(国際関係)	2	
	コア科目 A(現代リスク論)	2	
	コア科目 B(現代リスク論)	2	
	コア科目 A(総合情報論)	2	
	コア科目 B(総合情報論)	2	
	コア科目 A(文明と環境)	2	
	コア科目 B(文明と環境)	2	
	コア科目 A(創造と想像)	2	
	コア科目 B(創造と想像)	2	
	総合人間学	2	文学研究科

	学術文章の書き方とその指導法—大学教員を目指して—	2	教育学研究科
	グローバル法政特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
	理学融合基礎概論 B	2	理学研究科
	社会実践理学融合特論	2	
	科学コミュニケーション概論	1	
	研究倫理（Research Ethics）	1	
	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	MOT とベンチャービジネス論	2	工学研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	MOT and Venture Business	2	
	Technology Transfer	2	
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science (1)	2	
	General Biosphere Science (2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
	恒久的平和と文化	2	
専門	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
	生命科学概論	2	先端物質科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願ひ出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学科 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学科は、納付を要しない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第 8 条 現職教育職員については、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、検定料及び入学科は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学科及び授業料の返還)

第 9 条 既納の検定料、入学科及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第 10 条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第 11 条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第 12 条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第 13 条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第 14 条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)
この規則は、平 24 年 8 月 30 日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

別記様式(第 4 条第 1 項関係)

年 月 日
広島大学長 殿
ふりがな
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生

科 目 等 履 修 生 許 可 願

貴学科目等履修生として下記のとおり履修したいので、御許可願います。

記

最 終 卒 業 学 校					
現 職					
履 修 希 望 学 部 名 又 は 研 究 科 名					
履 修 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日				
履 修 理 由					
授 業 科 目	単 位 数	前 ・ 後 通 年 の 別	単 位 認 定 の 要 ・ 不 要	承 諾 印	履 修 証 明 プ ロ グ ラ ム 履 修 生 と し て の 履 修 の 有 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
同一年度における他の学部又は研究科での履修の有無 □ 有 □ 無 有の場合は学部名又は研究科名 [] 同一年度における履修証明プログラム履修生としての履修の有無 □ 有 □ 無 有の場合はプログラム名 []					

(注) 1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

- 2 「承諾印」欄は、事前に受講が可能であることを授業担当教員に確認の上、押印を依頼すること。
- 3 許可願は、学部又は研究科ごとに別葉とすること。

○広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○広島大学学生表彰基準

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生表彰基準

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号。以下「規則」という。)第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

規則第 3 条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 審査会について

規則第 4 条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

5 表彰の方法について

- (1) 規則第 5 条の規定により授与される表彰状の様式は、別に定める。
- (2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

6 表彰の公表について

規則第 7 条の規定により表彰を受けた者の公表は、学報等に掲載することにより行うものとする。

7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

「成績優秀者」

①

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として 1 人の「成績優秀者」を選定し、推薦するものとする。

その他

②

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ 大学院生等

各研究科等は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又はインパクトファクターの高い学術誌への発表等)を受けた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、推薦は原則として 1 人とする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 19 年 12 月 7 日 一部改正)

この基準は、平成 19 年 12 月 7 日から施行する。

○広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 18 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 7 号)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年度以前に入学した学部・学生の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

- 1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式(8 関係)

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第 40 条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要 ○○○○

懲戒の種類 ○○

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

○広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

- 1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について
原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。
- 2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について
指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。
もともと、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。
例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。
また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。
次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。
なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。
- 3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述をもって代えることができるものとする。
- 4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について
指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部 of 長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部 of 長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部 of 長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部 of 長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部 of 施設の場合にあつては当該学部 of 長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第 7 条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは 1 平方メートル以内、立看板の大きさは 2 平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は 3 週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第 8 条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第 9 条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成 7 年広島大学規程第 4 号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

○広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。
(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第 4 条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。
附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和 31 年 9 月 14 日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 23 年 10 月 18 日 一部改正)

1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

(表)

(学章)	広島大学学生証		
	学生番号		
	入学年度	年度	
(写真)	所属		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。		
		年	月 日
	広島大学長 印		

(裏)

(磁気ストライプの位置)	
1	本証は、本人以外これを使用することはできない。
2	本証は、常に携帯しなければならない。
3	本証を紛失・破損等したときは、速やかに発行者に届け出て、再交付を受けること。(有償)
4	受験の際及び証明書又は割引証等の交付を受けるときは、本証を職員に提示すること。
5	本証は、本学職員の請求があったときは、いつでもこれを提示すること。
6	本証は、学籍を離れたとき、又は有効期限が経過したときは、速やかに発行者に返納すること。
7	本証は、ICチップ破損防止のため、絶対に折り曲げないこと。
【連絡先】国立大学法人広島大学 〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 TEL 082-422-7111(代表)	

8.5cm

5.4 cm

○広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
- (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
- (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

○広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び震地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 7 月 14 日規則第 74 号)

この規則は、平成 26 年 7 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)
(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1, ②普通文字の読み上げ, ③録音テープの再生, ④フロッピーディスク *2, などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1, ②口頭, ③テープ録音, ④ワープロ *3, などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4, ②口頭 *5, ③テープ録音,

④代筆 *6, などによる。

- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記 1 に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の 1.5 倍
 - (2) 弱視者に対しては 1.3 倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

- 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。

* 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。

また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

* フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。

* 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。

* 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手の指でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。

* 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。

* 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。

* 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。

2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)

なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。

4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日 一部改正)

この申合せは、平成20年5月14日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院
1 規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。))の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動
2 を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各
3 号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の
4 上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとす
5 る。

(取消し)

第 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時
6 にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

7

(準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。))及び科目等履修生に準用する。

8

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第3, 第4関係)

(用紙 日本工業規格A4)

証 明 願	
広島大学長	殿
学部(研究科)等 氏 名	
このことについて、下記のとおり社会貢献活動に従事しましたので、証明願います。	
記	
1 従事した社会貢献活動	(具体的に)
2 従事した期間	
3 その他参考となる事項	
上記のとおり推薦しますので、証明書の発行をよろしくお願いいたします。	
年 月 日	(所属する学部、研究科又は専攻科の長) 広島大学 長 印

備考 証明願の提出に当たっては、可能な限り社会貢献活動を証明する書類等を添付してください。

学章		第	号
証 明 書			
大学印	氏	学部(研究科)等 名 生 年 月 日	
	上記学生は、次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。		
従事した社会貢献活動			
従 事 し た 期 間			
そ の 他 特 記 事 項			
年 月 日			
広島大学長			印

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

 - 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科は、徴収しない。

(入学科)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学科 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第 8 条 研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第 9 条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第 10 条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第 11 条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学科及び研究料の返還)

第 12 条 既納の検定料、入学科及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和 51 年広島大学規程第 1 号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条

第 1 項、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学科及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 5 月 15 日規則第 103 号)

この規則は、平成 24 年 5 月 15 日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第 3 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式(第3条第1項関係)

年 月 日

広島大学長 殿

ふりがな
氏名 印
年 月 日生

研究生許可願
貴学研究生として、下記のとおり研究したいので御許可願います。

記

最 終 卒 業 学 校				
現 職				
現 在 ま で の 研 究 歴				
研 究 場 所				
研 究 期 間	年 月 日～ 年 月 日(か月)			
指 導 教 員	職 名		氏 名	
研 究 題 目				
備 考				

(注) 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

○広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第 5 条 外国人研究生の研究期間は、1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第 6 条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 30 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学科は、徴収しない。

(入学科)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学科 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第 8 条 外国人研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第 9 条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第 10 条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第 11 条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して 3 月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第 12 条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学科及び研究料の返還)

第 13 条 既納の検定料、入学科及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則
(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

- (1) 行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
- (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事実ごと広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。

6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

○広島大学構内駐車場利用規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学構内駐車場利用規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の駐車場の適正な利用及び駐車場の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 駐車場の管理者は、学長とする。

(利用の方法)

第 3 条 本学の駐車場を利用できる者は、本学の職員及び学生並びに本学に用務等で来学する者(以下「職員等」という。)とする。

2 本学の駐車場を利用しようとする職員等は、本学が定める所定の手続により許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第 4 条 構内においては、本学が定める構内交通ルールを遵守し安全運行に心がけるものとする。

(禁止行為)

第 5 条 職員等は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場内を汚損し、又はき損すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(臨時の規制)

第 6 条 緊急事態又は本学の行事等のために必要な場合は、臨時の規制措置を行うことができるものとする。

(事故の処理責任等)

第 7 条 構内駐車場等において交通事故を起こした場合は、すべて運転者の責任において処理するものとする。

2 前項の場合において、職員等は、損害の大小にかかわらず速やかに関係部署等に事故の概要を届け出るものとする。

(本学の免責)

第 8 条 本学は、駐車中に生じた車輛の盗難、損傷等について一切の責任を負わない。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)(における自動車及び二輪車(以下「車両」という。))の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)(をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室、理教室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)(が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)(を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)(が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)(で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)(の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はがらがら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)(で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全

教育」という。)(を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。))。

ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。

イ 職員にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあつては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第 5 条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第 1 号から第 3 号までに該当する者 次に掲げる期間

イ 毎年理事が定める日から 4 月 15 日まで

ロ 毎年理事が定める日から 10 月 15 日まで

ハ 4 月 16 日以降及び 10 月 16 日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)

(2) 前条第 4 号から第 6 号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第 1 のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1 週間

(2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1 月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3 月

4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,500円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,500円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 パスカード再発行(1枚)	500円

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額に事務手数料500円を加えた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額

(3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

(3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第3の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、
臨時の構内交通規制等を行うことができる。
(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、
理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11
年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者と
みなす。

(略)

附 則(平成 26 年 11 月 20 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 11 月 20 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島
キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

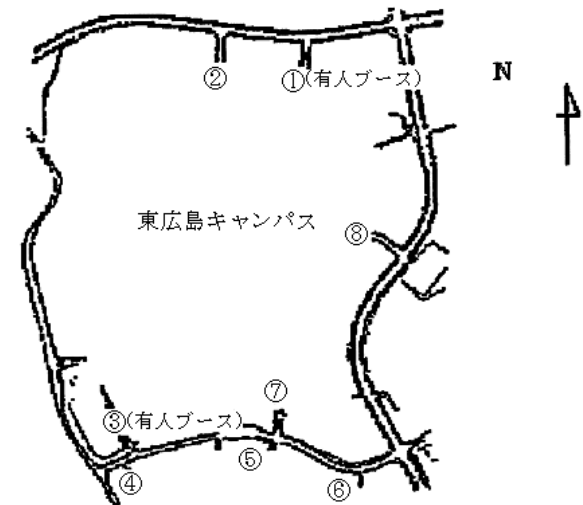
別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証の種類	職員証・学生証・ パスカードの種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び 交付担当(以下「 受付担当」という。)	交付申請書等
自動車	構内駐車証(別 記様式第3号) ・常時又は一定の期間入 構する者	本学が発行する職員 証又は学生証	理事が定める日 から4月15日又は 理事が定める日 から10月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支 援室	理事が定める様 式
				学生 (第4条第2号に該当する者)		
		パスカード(別記様 式第5号)		商用等のため構内を訪れる 業者(第4条第3号に該当する 者)	管財グループ	構内駐車証等交 付申請書(別記様 式第1号)
	パスカード(別記様 式第5号)	本学が発行する職員 証又は学生証	4月16日及び10月 16日以降(駐車 場に余裕がある 場合のみ受付)	職員 (第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支 援室	理事が定める様 式
				学生 (第4条第2号に該当する者)		
		パスカード(別記様 式第5号)		商用等のため構内を訪れる 業者(第4条第3号に該当する 者)	管財グループ	構内駐車証等交 付申請書(別記様 式第1号)
	パスカード(別記様 式第5号)	本学が発行する職員 証又は学生証	随時	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	所属部局等の支 援室	理事が定める様 式
				教育、研究又は診療等のた め学外から構内を訪れる者 (第4条第5号に該当する者)	用務先の支援室	構内駐車証等貸 与申請書(別記様 式第2号)
		本学が発行する職員 証又は学生証	随時(駐車場に 余裕がある場合 のみ受付)	職員 学生 (第4条第6号に該当する者)	所属部局等の支 援室	理事が定める様 式 交付申請理由書 (様式自由)

臨時構内駐車証(別記様式第4号) ・臨時に入構する者	なし	随時	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート	
		構内駐車証等を紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届(別記様式第6号)

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00～6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30～21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00～21:00)の規制は行わない。

参考

春季休業 (4月1日～4月8日)
夏季休業 (8月1日～9月30日)
冬季休業 (12月24日～1月7日)
学年末休業 (2月12日～3月31日)

告 知 書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反して
いますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

- 1. 構内駐車証がありません。
- 2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
- 3. この場所は、駐車禁止です。
- 4. この場所は、外来者用の駐車場です。
- 5. この場所は、身障者用の駐車場です。
- 6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・車両を動かさないように固定しております。
- ・固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日、土曜日及び祝日を除き、8時から17時までに交通指導員の詰所(下記参照)へ出頭してください。
- ・出頭しないで車両を動かしたために生じた損害については、広島大学は責任を負いません。

詰 所

工 学 部 東地区エネルギーセンター(東体育館前)2階
総合科学部 警備員室
理 学 部 警備員室
教育学部 警備員室

固定解除承諾願

運転者氏名

車両番号

以後、「広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則」を遵守いたし
ますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署 名

印

構内駐車証等交付申請書
(自動車)

平成 年 月 日

申 請 理 由		・新規 ・更新 ・自動車の変更 ・その他	
申 請 期 間 (パ ス カ ー ド)		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
業 者 等	会 社 名 等		電話番号 () —
	所 在 地		
	フ リ ガ ナ 氏 名		
	主 た る 用 務 先		
	現 在 の パ ス カ ー ド 番 号		
登 録 申 込 車	車 種	乗用車(普・軽)	貨物車(バン・トラック) その他
	車 名 (色)	(色)	
	車 両 番 号		
	自 動 車(任意)保険契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
		担当者確認印	

* この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証(パスカード)の発行手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

交 付 年 月 日	平成 年 月 日		
駐 車 証 番 号		パスカード	・年券 ・半年券 ・1ヶ月券

利 用 者 負 担 金	
-------------	--

別記様式第2号

構内駐車証等貸与申請書
(自動車)

平成 年 月 日				
入 構 年 月 日				
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
外 来 者 等	会 社 名 等		電話番号 () —	
	所 在 地			
	フ リ ガ ナ 氏 名			
	主たる用務先			
登 録 申 込 車	車 種	乗用車(普・軽)	貨物車(バン・トラック)	その他
	車 名 (色)	(色)		
	車 両 番 号			
	自 動 車 (任意) 保 険 契 約 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
申 請 理 由				
バ ス カ ー ド No.				
		部局等担当者確認印		

※この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証(バスカード)の発行手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

別記様式第3号

表面

構内駐車証	
職員・学生 (外 来 者 等)	
氏 名	
連絡電話番号	
車 両 番 号	
有 効 期 限	
広島大学東広島キャンパス	

裏面

注 意 事 項
1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。 3. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 5. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 6. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 7. 交通指導員の指示に従うこと。 8. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 違反に対する措置 1. 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

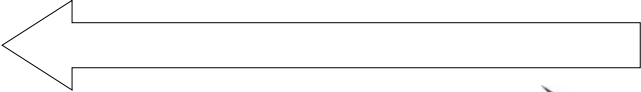
別記様式第 4 号

運転席前面に置くこと。			
臨時構内駐車証			
(注) 有効期限は、当日限りです。			
入 構 年 月 日	平成 年 月 日		
運 転 者 氏 名		用 務 先	
勤 務 先 ・ 所 属 部 局 又 は 住 所	連絡電話番号(内線)		
注 意 事 項	1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 6. 交通指導員の指示に従うこと。 7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 違反に対する措置 1. 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。		
この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。			
広 島 大 学			

別記様式第5号

バスカード(年間券, 半年券, 1ヶ月券)

表面

バスカード	
	
	
有効期間 年 月 日まで	
広島大学	

裏面

注 意 1. 本カードは, 東広島キャンパスへ入構する時入ロゲートに通して下さい。 2. 出ロゲートでは, 本カードは必要ありません。 3. 本券を破損または紛失した場合は, 再交付の申請を行って下さい。 国立大学法人広島大学 (082)424—7111

別記様式第6号

平成 年 月 日

紛失届

学生番号
職員番号
氏 名

下記理由によりバスカード(駐車証)を紛失しましたので, 再発行方よりお願いいたします。

理由:

以下の欄は記入しないで下さい。

旧バスカードNo. 新バスカードNo.

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。))における自動車及び二輪車(以下「車両」という。))の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。))をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車という。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、自動車にあっては構内駐車証及びバスカードを、二輪車にあっては構内駐輪証(以下「構内駐車証等」という。))を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証及びバスカードの許可申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証及びバスカードの許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 構内の部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。))の契約を締結している者
- (2) 構内の部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。))で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者

(3) 放送大学広島学習センターの職員

(4) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(5) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第 5 条 構内駐車証及びバスカードの許可申請期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 号から第 4 号までに該当する者にあつては、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までとし、5 月 1 日以降は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
- (2) 前条第 5 号に該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐輪証は、随時申請できるものとする。

3 構内駐車証等の様式及び許可申請手続の方法等は、別紙第 1 のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、警備員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に自動車により入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(整理業務等)

第 6 条 車両による入構及び駐車整理の業務は、外部委託するものとする。

2 前項に定める車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。))が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車許可を受けた者(以下「利用者」という。))の負担とする。

3 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前 7 時から午後 11 時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

4 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。

(1) 第 4 条第 5 号に該当する者

(2) 二輪車により入構する者

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第 8 条 構内駐車証等の有効期間は、5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの間とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第 9 条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前 7 時から午後 11 時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、警備員に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第 10 条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にはること。

(3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
 - (5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
- (指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「警備員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、第 10 条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第 2 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
 - (2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。
- (放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第 3 条第 1 項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
 - (2) 消防車等の緊急自動車
 - (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
 - (4) その他学長が特別に認めた車両
- (事故処理等)

第 15 条 構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 16 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成 13 年 11 月 13 日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 26 年 9 月 22 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 9 月 22 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

別紙第1(第5条第3項関係)
(常時又は一定の期間入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	利用者団体(駐車場整理委員会)	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第4号) パスカード(別記様式第7号) ・常時又は一定の期間入構する者	4月1日～4月30日	職員 (第4条第1号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)	・東千田地区支援室から送付されてきた交付申請書により、駐車証等を発行する。 ・利用者負担金の納付を確認後、駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に交付)	
			学生 (第4条第2号に該当する者)				
			放送大学等の職員 事業所の職員 (第4条第3号又は第4号に該当する者)				
		・5月1日以降は駐車場に余裕がある場合のみ受付	同上	同上	同上	同上	・受付する場合は、東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。

		随時	職員 学生 (第4条第5号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等貸与申請書(別記様式第2号)	・東千田地区支援室から送付されてきた貸与申請書により、駐車証等を発行する。 ・駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に貸与)	
二輪車	構内駐輪証(別記様式第6号)	随時	職員 学生 その他	東千田地区支援室	構内駐輪証交付申請書(別記様式第3号)		

(臨時に入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考
自動車	臨時構内駐車証(別記様式第5号) ・臨時に入構する者	随時	職員 学生 外来者	警備員室 東千田地区支援室	入構時に発券された駐車券(別記様式第8号)を東千田地区支援室に持参し、認証を得ること。

別紙第2 指導及び取締り等(第12条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反して
いますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内通行証がありません。
2. 構内通行証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、身障者用の駐車場です。
5. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かせないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

固定解除承諾願

平成 年 月 日

運転者氏名

住所・連絡先

車両番号

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署名

別記様式第1号

東千田キャンパス 構内駐車証等交付申請書

(自 動 車)

平成 年 月 日

申 請 理 由		新 規 ・ 更 新 ・ 自動車の変更 ・ その他	
申 請 期 間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
職 員	職 員 番 号	内線番号	
	部 局 等 名		
	住 所	自宅電話番号 () —	
	氏 名		
学 生	学 生 番 号	学 部 学科 研究科 専攻 研究室(内線番号)	
	氏 名		
	自 宅 住 所	□() —	
	勤 務 先 名 及 び 住 所	□() — 【担当部署・係まで詳細に記入してください。】	
安 全 教 育 受 講 年 月 日		平成 年 月 日	
登 録 申 込 車	車 種	乗用車(普・軽) ・ 貨物車(バン・トラック) ・ その他	
	車 名 (色)	(色)	
	車 両 番 号		
	自動車(任意)保 険 契 約 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
		部局等担当者確認印	

以下の欄は記入しないでください。

交 付 年 月 日	平成 年 月 日		
駐 車 証 番 号		パスカード	・ 年券 ・ 半年券 ・ 1カ月券
利 用 者 負 担 金			

別記様式第2号

東千田キャンパス 構内駐車証等貸与申請書
(自動車)

平成 年 月 日

申請理由		新規・更新・自動車の変更・その他		
申請期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
職員	職員番号		内線番号	
	部局等名			
	住所		自宅電話番号 () —	
	氏名			
学生	学生番号		学部 研究科	学科 専攻
	氏名			
	研究室(内線番号)			
	自宅住所	□() —		
	勤務先名及び住所	□() — 【担当部署・係まで詳細に記入してください。】		
安全教育受講年月日		平成 年 月 日		
	会社名等		自宅電話番号 () —	
	所在地			
	氏名			
	主たる用務先			
登録申込車	車種	乗用車(普・軽) ・ 貨物車(バン・トラック) ・ その他		
	車名(色)	(色)		
	車両番号			
	自動車(任意)保険契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
申請理由				
パスカードNo.			部局等担当者確認印	

別記様式第3号

東千田キャンパス 構内駐輪証交付申請書
(自動二輪車・原動機付自転車)

平成 年 月 日

申請理由		新規・更新・自動車の変更・その他		
申請期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
職員	職員番号		内線番号	
	部局等名			
	住所		自宅電話番号 () —	
	氏名			
学生	学生番号		学部 研究科	学科 専攻
	氏名			
	研究室(内線番号)			
	自宅住所	□() —		
	勤務先名及び住所	□() — 【担当部署・係まで詳細に記入してください。】		
安全教育受講年月日		平成 年 月 日		
登録申込車	車種	自動二輪車(CC) ・ 原動機付自転車		
	車名(色)	(色)		
	車両番号			
	自動車(任意)保険契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
		部局等担当者確認印		

別記様式第4号

(No. A・B・Cー)	
構内駐車証(東千田キャンパス)	
職 員 ・ 学 生	職 員=所 属 学 生=学生番号
氏 名	
連絡先電話番号	
車 両 番 号	
有 効 期 限	

広島大学

(本証は、広島大学東千田キャンパス構内に駐車する者専用の駐車証です。)

注 意 事 項

- 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- 構内駐車証は、運転席前面に表面が見えるように置くこと。
- 構内では、時速20キロメートル以内とすること。
- 所定の駐車場以外に駐車しないこと。
- 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
- 構内の部局の行事又は緊急事態の発生等により、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。
- その他騒音の防止など教育環境の保持に注意すること。

違反に対する措置

- 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。
- 違反回数が3回以上の者については、3箇月間、構内への駐車を禁止する。
ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

* 退職、卒業、退学、有効期限の到来等構内駐車証の交付申請資格を欠くに至ったときは、交付を受けた係に速やかに返還すること。

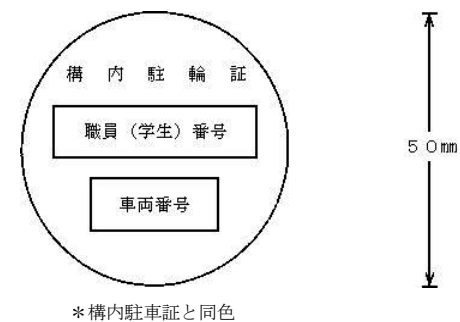
別記様式第5号

整理番号	
臨時構内駐車証(東千田キャンパス)	
(注) 当日限り有効	
入 構 年 月 日	平成 年 月 日 ()
駐 車 時 間	午前(: ~ : まで) 午後(: ~ : まで)
運 転 者 氏 名	
用 務 先	
勤 務 先 ・ 所 属 部 局 又 は 住 所	

広島大学

- 本証は、臨時に広島大学東千田キャンパスに駐車する者専用の駐車証です。
- 長時間の駐車はご遠慮ください。
- 臨時駐車証は、車の外から見える所に置いてください。

別記様式第6号



注 意

1. 本カードは、東千田キャンパスで入・出構する際、ゲートの読取機に通してください。
2. 本券を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

駐車場整理委員会(082)542—7014

駐車券の認証は下記の場所で行います。

- ・法学部，経済学部東千田事務室(広島大学に御用の方)
- ・放送大学事務室(放送大学に御用の方)

※不在の場合は，警備員室で認証行います。

—— ご注意 ——

1. 駐車中における事故，災害，盗難については責任を負いません。
2. この券は，出構の際に必要なですから紛失しないようにお願いいたします。
3. 車を離れる時は施錠してください。

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
(2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。
5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし, 特別な理由により, 5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 原則として成績評価は付さない。ただし, 協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り, 学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を単位認定する場合は, 学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は, 認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは, 平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては, この取扱いにかかわらず, なお従前の例による。

(注)(平成22年3月16日 一部改正)
この改正は, 平成22年4月1日から適用する。

(注)(平成23年3月10日 一部改正)
この改正は, 平成23年4月1日から適用する。

(注)(平成27年1月7日 一部改正)
この改正は, 平成27年4月1日から適用する。

○気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。))の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とすかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

